

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（3）（令和5年1定）			
日 時	令和5年 3月 3日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時56分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、高橋（龍）・丸山・高橋（克幸）・ 松岩・須貝・佐々木・川畑各委員		
説明員	総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者 （消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、須貝委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が高橋克幸委員に、面野委員が高橋龍委員に、中村吉宏委員が須貝委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、高野委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○佐々木委員

◎行政手続オンライン化経費について

私からは、デジタル化が進んで、いろいろなことが取り入れられて、この中に載っているのですけれども、なかなか具体的に見えてこない、私の知識の不足もあると思うのですが、その辺のところについて少し詳しくお話を聞かせていただければと思って質問をいたします。

まず一つ目は、行政手続オンライン化経費約309万円についてです。

オンラインによる行政手続が可能となるようマイナポータルと本市基幹システムとの接続に伴う経費、それから、マイナポータルに使用しない行政手続のオンライン化やウェブでのアンケート実施に係る経費ということになっています。

そこでお聞きしますが、まず、マイナポータルと市基幹システムを接続することで、市民が利用できるようになるサービスの内容について説明をお願いします。

○（総務）デジタル推進室長

マイナポータルと基幹システムの接続に係るサービスですけれども、自治体DX推進計画というものがございまして、その中で特に国民の利便性向上に資するとされた31の手続がございまして、

そのうち本市が対応すべき児童手当などの子育ての関係ですとか、介護認定など介護の関係の24の手続がマイナポータルから電子的に申請できるような仕組みになってございます。

こちらにつきましては、今月中に公開できるように最終確認を行っている最中でございます。

○佐々木委員

それでは、実際に、その手続の主な利用の手順はどうなっているのか、どうすればいいのかお聞かせください。

○（総務）デジタル推進室長

まず、マイナポータルというサイトがございまして、こちらはインターネットにございます。その中から行政機関の手続の検索ですとか申請をするページがございまして、そちらに移っていただくことになります。その中で、どのまちの手続をするのかということで、市町村を選ぶ、プルダウンで選んでいただいて、その後、どの分野をやるのかということで、分野を選ぶか、もしくはキーワードを入力していただくことになります。そうしますと、そのまちでできる手続の一覧が表示されますので、その中でやりたいものを選んでいただいて、そうなりますと、その後、ガイドが出てきますので、お名前を入力、必要事項の入力、それと、物によっては添付書類が必要になることもございますので、その添付書類を送るですとか、つけるなど、そういったことをやっていくことになります。

あと、本人確認が必要な部分もございまして、そういったものがあるときには、マイナンバーカードを使って本人確認を行うという手続を行うことになっております。

○佐々木委員

なかなか聞くだけだと何か大変な手順のように思いますが、実際にやってみると、きつともっと単純な分かりやすいシステムなのでしょうね。

私のような素人から見ると、市の基幹システムをマイナポータルに接続するというのを聞くと、つついセキュリティ面でリスクはないのかと思ってしまいますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）デジタル推進室長

確かに、マイナポータルというのはインターネットにございます。そして、市の基幹システムというのは、市の閉じたところがございますので、その部分の御懸念はあるかと思っておりますけれども、今回の接続というのは、直接的につながるものではございません。

インターネットから市のシステムに入ってくる間に、申請管理システムという別な仕組みを一つ構築いたしましたして、インターネットから申請管理システムを使って、そのデータをまず1回、市のネットワークに取り込む、そこで1回、終わりになります。

その取り込まれたデータを基幹システムに反映させるというのは、また別な仕組みで反映させることとなりますので、直接的につながるものではないので、セキュリティについては確保されているものと思っております。

○佐々木委員

それでは、もう一つのマイナポータルを使用しない行政手続のオンライン化は具体的にはどういうことなのでしょう。

○（総務）デジタル推進室長

インターネットのサービスの中には、申請ですとかアンケートをつくるフォームを作成して情報を受け取ることができるという仕組みというか、サービスがございます。そういったもので、マイナポータルを入り口にするのではなくて、別な仕組みを入り口にして市に情報を受け取るような仕組み、ここを使っていければなどということ考えてございます。

今年度も使っておりますので、その仕組みを使いまして、手続などのオンライン化というのは進めていきたいなというところで、その部分の経費ということでございます。

○佐々木委員

それでは、そのマイナポータルを使用しないような行政手続、オンライン化で受けられる具体的なサービスの内容はどのようなものになりますか。

○（総務）デジタル推進室長

今年度から使っているということで、先ほど御答弁いたしましたけれども、既に300以上のフォームがつくられておりまして、ただ、現状ではイベントの申込みですとか、何らかのアンケートを取るような仕組みで使っているのが大部分でございます。

国のデジタル手続法があるのですけれども、市の手続のオンライン化というのは努力義務とされているところがございますので、こういったところでマイナンバーカードを使って本人確認を厳密にやらなくてもいいような、何らかの手続ですとか、そういうものがあるかどうか、全庁照会を行って、こちらの活用に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

マイナポータルと、使用しなくてもいいシステムというのがあるということが分かりました。

この実質については、様々な理由でマイナンバーカードを持たない人がまだいらっしゃいます。国は何とか持たせようと思って、躍起にいろいろなことをやっていますし、ですが、そういう方もいらっしゃるということで、市において自治的な、マイナンバーカードを強制的に持てというようなことにならないように、また、持っていない

てもきちんと行政サービスを受けられるような、何か優しく時間をかけて取り組んでほしいとお願いをして、この件は終わります。

◎ビッグデータ活用実証事業費について

2点目ですけれども、ビッグデータ活用実証事業についてお聞きします。

住民の実際に移動状況や興味・関心をリアルタイムに分析するため、検索キーワードや位置情報などを活用するシステムを導入するということです。

ビッグデータという言葉聞いていますし、何となくテレビで見た記憶もあるのでありますが、具体的にそのビッグデータを活用するシステムというのはどのようなシステムなのか。何かソフトウェアとかアプリ的なもので利用できるのかなとか、いろいろなことを思うのですが、使い方や、何が、どのように表示されるものなのか、非常に口では難しいのかもしれませんが、説明をお願いいたします。

○（総務）デジタル推進室長

今回、導入を予定しておりますビッグデータの活用のシステムでございますけれども、こちらはインターネットに接続して、そのサイトの中で使うものを想定してございます。

内容といたしましては、よくインターネットで検索すると思うのですが、その検索サイトが保有する検索ワードを活用いたしまして、例えば、ある単語を検索した人は、性別ですとか年齢ですとか、どちらにお住まいなのかとか、そういった部分が構成が示されるですとか、Aという単語とBという単語がどれぐらい同時に検索される、結びつきが強いのかですとか、そういったものです。

それと、時系列で春から秋にかけてこのワードがぐっと検索されているとか、そういったものを図示として表示される、グラフですとか、そういった形で表示されるものになってございまして、検索ワードですので、人々の興味、関心というものが可視化できるものになってございます。

それと、あと、アプリの位置情報データも活用いたしまして、特定エリアの時間ごとの人口推移をグラフで表したりですとか、あと、先ほど申しましたが、そこにいる方の年齢ですとか性別だとか、来訪元、どこからいらしたですとか、そういったものもグラフですとか割合で示すようなものになってございます。

○佐々木委員

何となく今までテレビ等で見たのと結びついてきているのですが、新年度、実際にはどのような場面で活用を考えているのか、本会議でも少し話は出ていたと思うのですが、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（総務）デジタル推進室長

本会議でも、市長からは通行量調査と観光分野ということで例示させていただいておりますけれども、具体的にピンポイントでこれというふうに、そのほかに定まっているものが現状はございません。

全ての部署で使えるようにしたいと考えておりますので、各部署で興味、関心事があると思いますので、そういったものの検索ワードで市民というか国民の方々が、どういうふうに思っているのか、見ているのか、特定エリアのお話があるのであれば、そのエリアの人がどんなものなのかというものを、まずは使ってみていただいて、その中で可能性というのを、もしかしたらこうなのかな、ああなのかということでやっていただきたいと思いますというふうに思っております。

そのほか、全国の自治体でもこういう仕組みを入れているところがございますし、活用事例というのも当然ありますので、そういったものもお伝えを、全体説明会ですとか個別説明会というのをデジタル推進室で行っていきたいと思っておりますので、そういった中では具体的な使い方を広めていながら、このビッグデータの活用を検討していきたくて考えております。

○佐々木委員

様々な可能性がある、このビッグデータは言われています。今後の可能性や何かについても、今、こういう方

向でということでお話ししていただきましたので、こういうものをいろいろ、きっと若い方が中心になるかと思うのですが、活用方法についてこれからも広げていっていただければと思います。

◎ウェブアクセシビリティ向上事業費について

3番目、ウェブアクセシビリティ向上事業費というのがあります。これについては、市のホームページで提供している情報を、障害者や高齢者を含めた誰もが支障なく利用できるよう、機能向上を図るため、ホームページの検証及び結果の公開のほか、職員研修を実施となっています。

そこで、ホームページのこのような機能向上というのは、具体的にはどのような方法があるのでしょうか。

私が知っているところでは、例えば、ユニバーサルデザイン的なことを言っているのかというふうに少し思うのですが、説明をお願いします。

○（総務）広報広聴課長

ウェブアクセシビリティとは、最初に申し上げますと、ウェブサイトの世界で情報やサービスのアクセスのしやすさという意味合いで使われている言葉です。

健常者だけではなく、障害のある方や高齢者にとっても、ウェブサイトは貴重な情報源であるため、いかなる能力、環境、状況にかかわらず、ウェブサイトを利用できるようにすることがウェブアクセシビリティの基本方針になります。

ホームページ上の機能向上を図る具体的な方法については、例えばですけれども、背景の色と記事の文字の内容の色のコントラスト、明るい、暗いというところを十分に取るとか、あと、目の不自由な方は音声読み上げの機能を使っていると思いますので、そういう音声読み上げの機能を正しくお使いいただくために、ページの見出しを正しく設定するですとか、単語の途中にスペースを入れないなど、そういった方法があります。

○佐々木委員

今は本当にホームページからいろいろな情報にアクセスする、それから手続をすると、今、説明を受けていたばかりなので、やはり見やすく、いろいろな方がきちんととどり着けるようなものでなければいけないと本当に思います。

そこで、このホームページの検証というのは、どのような方法で誰がやるのか。また、その結果の公開によって、利用者からの意見要望、そうしたもののフィードバックというようなことは行われるのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

ウェブアクセシビリティの検証につきましては、年に1度、専門の業者に委託をいたしまして、市のホームページの中から40ページを抽出して、ウェブアクセシビリティに関する検証試験を行って、達成基準を満たしているですとか、そういった結果を検証しまして、その結果リストをホームページ上に公開し、また、修正が必要なページにつきましては、広報広聴課で修正をいたしまして、それを作成した担当課に連絡しているところです。

それから、利用者からの意見要望のフィードバックは行われるのかということにつきましては、その利用者からの御意見、要望、例えば、ご意見・お問い合わせメールですとか、お電話やメールなどで利用者から修正依頼がもしあった場合につきましては、速やかに対応するようにしております。

○佐々木委員

このことで職員研修がついておりますけれども、これは何の目的で行われますか。

○（総務）広報広聴課長

職員研修につきましては、先ほど申し上げたようなウェブアクセシビリティの基本的な考え方や、どのようにホームページを作成するのか、こういう作成の仕方はしてはいけないですとか、そういう修正の必要性や配慮する点など、そういうことを職員に理解してもらうために行っております。

やはりホームページにつきましては、各職場の職員がそれぞれつくっているのですが、やはり見た目だけ

を重視してページを作成していると、音声読み上げデータをするときに、うまく機能しない場合もありますので、そういったことを理解してもらうことを目的に行っております。

○佐々木委員

市のホームページは、以前から比べるとやはり格段に見やすくなっていますし、今、お話ししていただいたような読み上げだとかの機能も、きちんと機能するようになってくれば、またさらに扱いやすいものになると思いますので、その方向で頑張ってくださいと思います。

◎A Iチャットボットシステム導入事業費について

四つ目、A Iチャットボットシステム導入事業費約171万円ですけれども、この名前だけ聞いて、一体何のことなのか、知識が全くなかったものですから、少し基本的なことからお尋ねすることになるかもしれません。

まず、市のホームページにA Iチャットボットシステムを導入ということですが、そのチャットボットシステムについて説明をお願いいたします。

○（総務）広報広聴課長

A Iチャットボットシステムにつきましては、A Iの人工知能を活用して、子育てについてや、ごみの捨て方などについて、市民からの問合せをチャット、対話なのですけれども、対話形式で自動応答するシステムのことになります。

現在、ホームページには検索機能が搭載されておりますが、これは知りたい情報のキーワードを入力して、その情報が掲載されているページの候補の中から見たいページを選ぶような機能なのですけれども、チャットボットは対話の形式で問合せ内容を入力すると、その問合せに対してA Iが対話形式で自動で答えて、ホームページで掲載しているところがあれば、そこに導いてくれるような、そういったようなシステムになっております。

○佐々木委員

というものを導入するということなのですが、具体的にもう少しどういうことなのか。そして、どんなことができるようになるのか。それから、導入の目的などについてお願いします。

○（総務）広報広聴課長

ホームページにA Iを導入すると、具体的にどうなるかということにつきましては、ホームページの画面上にA Iチャットボットの画面を設置いたしまして、メッセージアプリでメッセージを送信するのと同じような方法で質問したい情報を入力すると、問合せ内容を答えてくれるということになります。

それから、どんなことができるようになるのかにつきましては、対話形式でホームページが掲載されている時間、24時間365日、問合せに自動で応答できるということですか、これまでの検索機能と違って、容易に情報にたどり着けるなどができるようになります。

それから、導入の目的につきましては、もちろん市民の利便性の向上というのが第一ですけれども、容易に情報にたどり着ければ、市民の問合せなども減るのではないかという、職員の負担軽減も目的の一つとしております。

○佐々木委員

私も分からないなりに少し事前に調べてはみたのですが、このチャットボットシステムにはA I型というのとシナリオ型というのがあるのだそうですけれども、本市はなぜ、このA I型のほうを選んだのか。

また、A Iチャットボットの利点、反対にデメリット、さらに、採用した際の注意する点などについての御説明をお願いします。

○（総務）広報広聴課長

A I型とシナリオ型があるけれども、なぜA I型を選んだかということに関しましては、シナリオ型というのは、利用者に質問内容を選択させながら回答に到達するという方法で、いわゆるフローチャート形式といいますか、幾つかの質問を選択していきながら、知りたい情報にたどり着くという方法になります。シナリオどおりの定型的な

回答のみを行っていくということになるので、回答用のデータを膨大に用意しないといけないということですか、利用者にとっても、知りたい情報の言葉、単語を正確に入力しなければ回答につながらなかったりですか、途中で質問を替えたくても替えることができないとか、そういったデメリットがあります。

逆に、AI型というのは、回答についてデータ分析した結果から、統計的にそれに適している回答に導いてくれるという方法になりますので、例えば利用者の方が入力する文章のゆらぎに対応できたりとか、正しいQ&AにひもづくようにAIが学習していけば、回答の精度が向上することが見込めるため、AI型のほうを選択したことになります。

それから、AIチャットボットの利点については、今、申し上げたとおりでもありますし、問合せに自動応答できる、それから、これまでの検索機能と違って、手軽に容易に情報にたどり着けるという利点があります。

逆に、デメリットについては、全て自動化できるわけではないので、やはり個別の対応については、どうしても人間が行うということが必要になってきます。導入に当たっては、そのQ&Aを小樽市用にカスタマイズしていくという必要も出てきます。

注意する点は何かということにつきましては、今後導入するのですけれども、導入後も情報の見直しを都度、修正を行っていく必要がありますし、利用者の方に、市民の方に使っていただかなければ意味がないので、使っていただくためには使いやすいものにする、そういうところを注意していく必要があります。

○佐々木委員

導入しただけで、すぐそこから使えるということではなくて、それを使うためのそういういろいろな準備というか、学ばせるという事前準備が必要だということが分かりました。

AIも最近、AIのチャットGPTとか、そういうのが、最近よく聞かれますけれども、AIとのやり取り、言語生成は、相当、自然にはなっているのですけれども、やはり今、お話があったように、本市の自治体業務や何かについても学ばせるという必要があるということですが、そのための、学習させるデータというものは、どのようなものが具体的にはあるのでしょうか。

○(総務)広報広聴課長

学習させるデータにつきましては、やはりシステムの業者が用意する標準的なQ&Aというものがまずあると思いますので、そのQ&Aのチェックも必要ですし、必要に応じて、小樽市の仕様に合った回答にするようにカスタマイズしていく必要もありますし、あと、業者が用意したデータが足りなければ、小樽市用としてそのデータを追加するというようなことも必要になってくるというふうに思われます。

○(総務)デジタル推進室長

チャットGPTのお話が少し出ましたので、補足をさせていただければと思います。

今言われているAIというものの捉え方になるのですけれども、今、小樽市で入れようとしているAIチャットボットにつきましては、AIが自動的に答えをつくるものではございません。小樽市の中で、チャットボットのシステムの中で、定型的なQ&Aを何千と用意いたします。搭載されているAIは何をするかといいますと、質問されている文章・言葉というのが、小樽市が用意しているQ&AのQにどの質問が一番合うのかというのを判断しますか。

その判断をして、それをどんどん学習して、どれに当たるのが一番正しそうなのかというのを学習していく、そこにAIを使っていきますので、何となく質問されたことをAIが内容を理解して、その内容を理解したものを、例えば小樽市のホームページの情報ですか、それを全部学習して、人間が分かるような文章にしてお答えをする、そういうものではございません。

○佐々木委員

何となく今の説明を加えていただいたおかげで、この正体みたいなものが分かってきたような気がいたします。

ということは、その精度というのはどうなのかというところが少しあれなのですけれども、例えば何か困り事があると、それについてどうしたらいいかというような具体的な内容まで答えられるのかどうかという、今の御説明をお聞きすると、どうもそういうものではないぞというのは何となく分かったのですが、その辺のところについてはいかがでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

先ほど申し上げましたとおり、Q&AのAの部分をごだけ用意できるかということによると思います。例えば、そういう複雑な質問だったりですか、具体的な質問にどこまで答えられるかということにつきましては、質問に対する回答をごだけ用意して、どのように用意してということになると思うのですけれども、例えばAIチャットボットで回答できない質問などに対しては、最終的には市の問合せ先を教えるとか、電話番号を教えるとか、詳しく掲載している市のホームページを紹介して、そこを確認してくださいという回答を用意することになると思います。

○佐々木委員

機械で全て終わるというのではなくて、最終的に人につなぐという役割もということですね。

最後に、このAIチャットボット、今までいろいろ聞いていて、やはり導入の時期に当たっては様々なことが必要だということが分かりました。質問した甲斐がありました。

今後のこのAIチャットボットの展開みたいなものについて、最後に説明をお願いします。

○（総務）広報広聴課長

導入後も、市の行政手続ですとか業務内容も時代とともに変わっていくと思います。なので、導入後もQ&Aの見直しを随時行って、市民の方から、どのような質問が来ているのかというようなデータも収集しながら、システムを熟成させていくことが必要になってくると思います。

○高橋（龍）委員

◎総合体育館とプールについて

先に総合体育館とプールについて質問させてください。

まず、この項目に関しては、新総合体育館基本構想案に対するパブリックコメントとも関わりまして、市民プールの件で伺います。

プールに関しては、ユニバーサルデザインを考えれば、入水用スロープの設置は必要であろうと考えています。

そして、パブコメの中にもあったのですが、入水用スロープの設置と公認プールが両立するのかという議論があったというふうに承知をしています。どういうことかと申し上げますと、入水用スロープをつけた場合、公認プールとなれないのではないかとという話です。これは、プールの公認規則で判断をすることと思いますが、日本水泳連盟と道の水泳連盟で見解に差があるのではないかとという状況が見られたということなのです。この間、御担当の主幹から両連盟に問合せをしていただいて、中身を整理したと御報告を受けましたが、今度は新総合体育館基本構想案のパブコメへの返答と、いただいた御回答、つまり実情に相違が出てきたというふうにも感じています。

ここで最初にお伺いするのは、そのいただいたお答えの結果、整理の結果、公認プールと入水用スロープの設置は規則上両立するという事になったと確認させていただきたいのですが、それでよろしいでしょうかということと、つまり、採用できるのは、入水用スロープか公認プールかといういずれかの択一ではなくなって、選択肢が広がったということだと思っております。

これの場合分けとして四つあって、一つ目に公認プールにしないで入水用スロープもつけませんというパターン。二つ目に、公認プールにせず、入水用スロープだけつけるというパターン。三つ目に、公認プールにして入水用スロープはつけませんというパターン。最後、四つ目に、公認プールにした上で入水用スロープもつけますというパ

ターン、この四つに分けられると感じているのですが、これはどれがいい、悪いとかという話ではなくて、この中から選んでいくということで確認してよろしいでしょうか。

加えて、日本水泳連盟と北海道水泳連盟、この両者とのやり取りの中身についても、差し支えない範囲で御説明いただきたいと思いますが、いかがですか。

○（教育）主幹

まず、公認プールと入水用スロープの設置について、これが両立できるのかということでございました。

これは委員のおっしゃるとおり、今回、公認プールにしても、入水用スロープをつけることができるという選択肢が増えたということになりますので、この四つの中から選んでいくということになります。

もう一つ、日本水泳連盟とのやり取りについてなのですが、市教委としましては、公認プールについての情報収集を始めた当初から、複数回にわたって入水用スロープについての設置については、日本水泳連盟に問合せをしまして、いずれも設置不可という回答をいただいております。

しかしながら、このたび北海道水泳連盟では、入水用スロープを設置できるという見解であるという情報を得たために、これにつきましては、北海道水泳連盟に直接訪問しまして、日本水泳連盟と見解が異なっているということをお伝えして、日本水泳連盟と調整した上で、統一した見解をいただきたいという御依頼をしております。

そうしましたところ、しばらく日数を要したのですが、その後、日本水泳連盟からは、最終的には入水用スロープを設置しても公認の取得には支障はないと、こういった新しい見解が示されたところでございます。

○高橋（龍）委員

次に伺いたいのは、では、公認プールも現実的になってきたということで、する、しない、その場合によって、イニシャルコストとランニングコスト、それぞれ費用の差がどのくらいかということをお聞きしたいのです。

これは、ある程度幅を持たせた形で構いませんので、このぐらいというふうにお答えいただければと思います。

○（教育）主幹

まず、それほどずばっと答えられないことが前置きの上なのですが、イニシャルコストについては、コンクリートの調べによりますと、プールの本体の価格差につきましては300万円程度と聞いております。

ただ、さらにこれに自動審判計時装置ですとか、そういった競技用の各種設備を全てそろえた場合には、ここで価格差がさらに2,750万円ほど生じます。ですので、あくまで最大で3,000万円ほどの価格差が出ているということになります。

このほかにも、水深調整ということが、また必要になってございますので、これについても費用は生じるのですが、これはいろいろなパターンがございまして、床を電動で上下させる可動床ですとか、あと、水を抜いたりすることによって水深調整をする方法、それから、プラスチック製のプールフロアを底に沈めて水深を調整する方法、こういった様々な方法がございまして、方法によって数千万円から数百万円といった幅がございまして。

それから、ランニングコストなのですが、こちらについては、大変申し訳ないのですが、現状ではまだ試算はできてございません。ただ、主立ったところで言いますと、例えば、先ほど申し上げました可動床という電動で床を動かす、こういったシステムを入れましますと、年間で100万円程度のメンテナンス料金がかかるというふうにも聞いてございます。

いずれにしても、こういった内容を今後、きちんと精査してまいりたいというふうにご検討させていただきます。

○高橋（龍）委員

次に、公認プールとするかどうか、実際に公認プールを導入するかどうかと伺いますか、そうした判断についてはリミットはいつぐらいになると考えておいでですか。

○（教育）主幹

現在、想定しているスケジュールでは、第4回定例会には、公認プールの検討も含めまして、基本計画案をお示

ししたいというふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

今年の第4回定例会、12月になるということですね。

では、次に話を移しまして、現総合体育館が建て替えに至るまでの間の破損部に対する維持補修の考え方についてお聞きします。

先日、お話を伺ったのですが、現在、使えないお手洗いもあると聞いています。それも含めて、現体育館において機能していないもの、主なもので構いませんので、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現総合体育館につきましては、委員も御存じのとおり、建物、設備と総じて老朽化しているところでございまして、御指摘がありましたトイレにつきましては、配水管の詰まりなどにより、大小便器あるいは手洗いのシンクが使えない箇所がかなりあったところでございます。

そのほかにも、天井防水であったりとかボイラーであったり、換気扇、電灯、カーテン、あるいはアリーナの照明など、機能していないということではございませんが、機能が低下している箇所というのが相当数あるというところでございます。

○高橋（龍）委員

まだ数年使うこととなりますが、修繕の考え方についてお聞きします。

破損の度合いや使用される頻度によっても判断されると思うのですが、特にお手洗いのような必要性の高いものについては、できる限り直していくことが望まれると思いますが、その辺り、どのような方向性で修繕を捉えているのかお答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館につきましては、既に建て替えをするということが決まっているところでございますので、例えば、天井防水のような屋根の改修工事、多額の費用がかかる改修などは、現実的には困難な状況であるというふうに認識をしております。

老朽化に伴い、機能の低下が見られるものは当面は使用を継続しつつ、総合体育館の利用に支障を来すような場合は最低限の修繕を行う考えでございます。

質問の冒頭にございましたトイレにつきましては、昨年末から順次、当面の使用が可能な程度の修繕を行っているところでございまして、本年度末までには修繕を終える見込みでございます。

○高橋（龍）委員

電卓とにらめっこをしながら利便性の向上、あるいは住民要望に応じていくということで、板挟みになる場合も出てくるかと思えますけれども、私も応援の気持ちでおりますので、お役に立てることがあれば言っていただければと思います。

◎親子ワークショップに関して

次に、親子ワークショップに関してです。

代表質問で移住促進の話をしたときに、親子ワークショップの話が出ていました。

次年度、40家族を目標に、発達障害のある子供とその親が参加する親子ワークショップを行うということです。

この点について、もう少しお聞きします。

まず、保育園留学というワードが出ていましたが、保育園留学とは何かということについて、御説明をお願いします。

○（総務）企画政策室松尾主幹

保育園留学とは、保育園や宿泊施設など、既存施設をパッケージに、まちの暮らしを体験できる滞在プログラム

により地域への入り口づくりを行う事業で、株式会社キッチハイクが特許を取得しております。

○高橋（龍）委員

次に、本市が行う親子ワーケーションの概要についてお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和5年度に市内の発達支援事業所での受入れ中心に、本市での滞在プログラムを作成することから、事業内容の詳細をお示しすることはできませんが、ニーズの調査や問題点の検証などを行いながら、40組程度の実証実験による受入れを想定しております。

○高橋（龍）委員

では、次年度に入ってから、ある程度、企画の部分で具体的にしつつ行っていくということで理解をいたしました。

この、そもそも論というか、立ち返るのですけれども、この事業の主たる目的は移住促進であるというふうに考えてよいのか、改めてそこをお答えください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本事業を実施することにより、まずは関係人口の創出を行い、将来的には移住・定住につなげることを目的としております。

○高橋（龍）委員

そして、本会議の中では、厚沢部町の保育園留学を例に、一家族30万円から40万円ぐらいの経済効果があったというふうに示されていました。

つまり、本市においても、参加者の側はそれだけの費用がかかりますよということでもよろしいのでしょうか。

実費負担がどの程度になるのかという試算に関してお聞きます。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本市での滞在費、サービスの利用料、体験プログラムの料金などは全額自己負担となり、参加者の選択されるプログラムにより、負担額は今後、変動するものと思っております。

○高橋（龍）委員

では、ワーケーションの際の滞在先、宿泊場所に関してはどのように選択をしていくのかということについてもお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和5年度に実施する滞在プログラムの作成の中で、滞在先の選定を行う予定でございますので、現在お示しすることはできません。

○高橋（龍）委員

具体的なことがまだ決まっていない中でお聞きをしまして心苦しいのですが、参加者を募集するための方法、呼びかけ先など、もちろん本市としても周知を行っていくことは予想されますが、この集客方法についても御説明をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

株式会社キッチハイクが特許を取得している保育園留学の参加者募集スキームを活用し、ホームページやSNSなどを活用し、参加者を募ることとしております。

○高橋（龍）委員

次に、このワーケーションの参加対象者の子供、発達障害のある子供ということで、その障害の度合い、そして、受入れの体制、いろいろ、ここは考えなければいけないところかと思うのですけれども、この点については、現時点での見通しというか、考えというのはどのようになっていますか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

今回の事業につきましては、全国初の試みでもありますことから、受入れを行う発達障害のある子供の範囲につきましては、滞在プログラムの作成過程で受入れを行う発達支援事業所などと相談や協議を行い、将来的に移住につながった場合を想定しながら、慎重に範囲の検討をしてみたいと考えております。

○高橋(龍)委員

では、御両親がそろって参加をされるかどうか、あるいは兄弟がいる場合の一組当たりの人数等についてどのように考えているのかということと、特に就学後の兄弟がいる場合の考え方というのは整理されていますか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

標準的には、両親と未就学の子供1名の3人家族を想定しております。

就学後の子供については対象にはしておりません。

○高橋(龍)委員

事業の目的を先ほどお聞きしたので、最終的に移住に結びつけるという御答弁もいただいております。そして、移住に結びつけるためには、ワーケーション後もつながって、先ほどお答えいただいたように、関係人口の増加、そして、移住につなげていくということでステップがあるわけですね。

ワーケーション後もつながり続けて、アフターフォローをしていく、移住につなげるためにフォローしていくという必要があると思いますが、その点はどのように考えていますでしょうか。

そして、この事業の組立て上、誰がその役割をするということになるのでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

アフターフォローの体制については、住居や生活などの一般的な相談については、移住・起業ひと旗サポートセンターが実施し、発達障害に関することについては、今回、受入れを行う発達支援事業所に協力をいただけることとなっております。

○高橋(龍)委員

できるだけ窓口をスムーズに連携ができるようにお願いをしたいところであります。

これに関しては、次年度になって企画がもう少し具体になってからではないと見えない部分もあることから、私としても、これに関しては注視していきたいと思っております。

移住後に子供が、小樽で育っていく中で関わってくる福祉、医療などの療養や教育、そして地域のコミュニティーなどとも連携をして、暮らし全般のサポートができるような体制を構築していかなければならないというふうを考えます。

全国初の取組として、非常に注目度も高く、ご苦労もありがとうございますけれども、その移住をしていただいたときの、あるいはワーケーションに参加をしていただく御家族にとっても、市にとっても得るものの大きい事業になるように御尽力をお願いいたしまして、私の質問は終わりたいと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎スクールバス運行経費について

最初に、スクールバス運行経費についてお伺いします。

この運行経費については、令和5年度計上分として1,000万円が計上されています。

調書の下を見ますと、潮見台小学校の若竹・築港地区の登下校を委託することになっているということになって
いますけれども、この経過について説明していただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

この令和5年度計上分の予算でございますが、経過といたしましては、昨年8月に発生いたしました、現在も動
いておりますが、潮見台小学校の登下校で使っておりますスクールバス、この運転手による子供へのけがをさせる
というような事案が発生したことから始まってございます。

当時の運転手は、その後、運転業務から外しており、2人体制でございましたので、残る1名で現在も運行して
おります。

その間、1人体制では不安、安定な運行が厳しいということで、もう1名の運転手の求人をかけ、募集を募っ
ていたところでございますが、現在まで、そのもう1名も来ないということが長く続いたことから、新年度に向けて、
潮見台小学校のスクールバスを安定して運行を進めていくためには、現状の1人体制ではなかなか難しいというふ
うに私どもで判断いたしまして、令和5年度より潮見台小学校に民間事業者による運行業務委託を考えたところ
でございます。

また、あわせまして、現在、登校便・下校便の合間の時間を使いまして、市内小・中学校の校外学習、学校から
博物館ですとか社会教育施設への見学時に移動手段としても使っておりますので、その部分もできるように
ことで、今回、計上をさせていただいております。

○川畑委員

実は、昨年の8月から今日まで、要するに来年度ですから3月まで、1人でもって運行していただくと。私は大
変な御苦労だと思います。

それで、会計年度任用職員と伺ったわけですが、この方はこの後、どういうふうになるのか、その辺をお
聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在、1名の運転手につきましては、会計年度任用職員ということで期限を設けてこの3月の修了式までの雇用
契約というふうになってございます。

○川畑委員

昨年の8月のこのような事件、事故がなければ、この任用期間もまた延長されたことではないかと思うのですが、
その辺は残念なことだと思っております。

潮見台小学校がスクールバス委託運行に加わることで、全部で4校という形になると思うのですが、市内のスク
ールバス委託運行はこれで全てなのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度までですが、既に委託しておりますのは3校で実施しております、来年度からこの潮見台小学校が含ま
れ4校ということで、全部になります。

○川畑委員

先ほどの話を少し繰り返しますが、潮見台小学校の若竹・築港地区の登下校だとか、各小学校の校外学習
に係るバス運行業務を委託するとありましたけれども、この各小学校というのは、四つの学校のことをおっしゃっ
ているのか、その辺を少し説明していただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

各学校の内訳でございますが、先ほど四つの学校、現在、銭函、張碓、長橋のいずれの小学校と潮見台小学校の

四つということになります。校外学習で利用するのは、潮見台小学校で導入するバスを用い、潮見台小学校も含めて市内小・中学校合わせて29校というふうに考えております。

○川畑委員

潮見台小学校だけが校外学習に係る今回のバス運行業務を委託するという事になっていると思うのですが、その理由は何かあるのですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在まで動いております潮見台小学校の、私どもで持っているバス、私どもで雇用している運転手により、潮見台小学校は朝の登校便、帰りの下校便、この登下校便を使いつつ、主に午前中ではございますが、空いている時間帯に、潮見台小学校で動かしておりましたスクールバスを校外学習の移動手段として使っていたことから、5年度以降につきましても、潮見台小学校に導入を予定しておりますスクールバスについては、同じような動かし方をしたいというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

それで、まだ少し疑問を感じたところがあったのですが、この予算を見ますと、スクールバス運行経費は、銭函小、張碓小、長橋小の3校でもって4,000万円という計上をされています。

そして、潮見台小学校は校外学習等に関わるものを含めて1,000万円という形になっているのですが、そうであれば委託料の違いが出てくると思うのですが、その辺の説明をしていただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

債務負担として、昨年の第4回定例会補正予算で皆様から御承認いただいた部分につきましては、銭函小学校、張碓小学校、長橋小学校は規模も異なり、それぞれの学校に導入するバスの大きさですとか台数も変わってくることから、3校合わせて4,000万円ということで、予算をつけていただいております。

潮見台小学校につきましては、走る地域が道路も狭いということで、小型のバスを考えておまして、その関係で額も変わってくるところでございます。

○川畑委員

もし、この予算が1,000万円で、予算が通って、実際には費用がかからなければ不用額ということになるのだらうと思うのです。

ただ、やはり、これでもってスクールバスをこの4校が全てできるということで、安定した登下校ができるという点では歓迎したいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

◎部活動改革推進事業費について

もう一つ、部活動改革推進事業費についてお伺ひしたいと思います。

部活動に関する拠点校方式は、本市が初めて行う事業だと伺ひました。

それで、拠点校方式はどのようなものなのか説明していただけますか。

○（教育）教育総務課長

拠点校方式ですが、複数の学校が合同により部活動を行う手法の一つであって、種目ごとに全市またはブロック分けされた地域のうち、一つの学校を拠点校として指定をしまして、地域内の拠点校ではない学校に在籍する生徒と拠点校の生徒と一緒に部活動をできるようにするものです。

これにより、拠点校方針を実施する種目の部活動は、市内全校の生徒がその種目を選択するようになると考えております。

○川畑委員

それは、各学校が生徒数が減っているという要因があるのですか。

○（教育）教育総務課長

委員がおっしゃるとおり、今、市内の全中学校で生徒数が減っているということもありまして、特に団体競技については部活動を選択できないという状況が見られているということがきっかけと考えております。

○川畑委員

それで、実施する種目はどのようになっているのかお聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

令和5年度ですけれども、市内、今、活動している部活動は15種目あるのですけれども、そのうちサッカー、陸上の2種目において実施を考えております。

○川畑委員

移動手段について少しお伺いしたいと思います。

移動手段はどんなふうな形になるのか説明していただけますか。

○（教育）教育総務課長

移動手段についてでございますけれども、平日につきましては、生徒が在籍する学校と、部活動の拠点校の移動を想定しております。時間的な問題もありますので、タクシーを利用するということを考えておりまして、費用につきましては、5月から10月までの平日2日間、年間40日分の生徒の移動に係る経費の予算案を今定例会で提案をさせていただいているところです。

また、休日につきましては、拠点校の移動になりますけれども、保護者による送迎や公共機関の利用を想定しております。

○川畑委員

私は少しその辺で心配なことがあって、あえて聞いたのですけれども、例えば忍路中学校から長橋中学校となれば、タクシーで行くと、私は塩谷にいるものですから、大体2,000円、3,000円近くかかると思うのですが、これが1人でも可能なのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

もちろん、入部を希望された方については、1人であっても移動の支援を行うことを想定しております。

○川畑委員

例えば、タクシーとなると、乗れる人数は4人が限界だと思うのです。そうすると、例えば5人ないし6人の生徒がタクシーで行くとすると、1台では乗り切れないと思うのですが、その場合はどのようになるのですか。

○（教育）教育総務課長

もちろん、1台4人までというのは私どもも想定しておりますけれども、その人数に応じたタクシーを全て手配するというふうに考えております。

○川畑委員

それでは、入部に当たって少しお伺いしたいと思います。

生徒は在籍校の校長を経由して、在籍校のブロック内にある拠点校の校長に入部届を提出するとなっておりますけれども、在籍校の校長に入部申込書を提出する段階で、生徒に抵抗にならないかどうかという点が、私が心配しているところです。

例えば小規模校で、その学校に申請者が1人だけとなった場合、先ほど交通費は予算計上されているから、全部出すということを伺ったのですけれども、それらの負担だとか、本人だとか保護者、友達など周りから遠慮するというようなことは起きないかどうかという心配、その辺はどういうふうに考えていますか。

○（教育）教育総務課長

今回、拠点校方式を導入するに当たってですけれども、校長会とかなり協議を重ねており、校長方も拠点校方式

について理解をしていただいていると考えております。

在籍校に入部届を出すということは、拠点校方式を取る、取らないにかかわらず、全ての部活動でその学校の校長に出すということになっておりますので、そういう意味では、一番抵抗の少ない方法かというふうに考えております。

○川畑委員

そういうことでは、申請を出すことには生徒も全くそういう心配はないと捉えてよろしいですか。

○（教育）教育総務課長

心配ないと捉えていただいて結構だと考えております。

○川畑委員

それで、サッカー部の参加人数は、どのぐらいを考えているのかお聞かせいただけますか。

○（教育）教育総務課長

11月に令和5年度に中学生となる生徒にアンケートを取っておりまして、その中では70名前後というふうな回答を得ております。

ただ、アンケートの回答率の問題だとか、あとは実際入部するかどうかはまた別問題になりますので、多少ずれるとは思いますが、その辺りの数字になるのではないかというふうに考えております。

○川畑委員

サッカー部というのは、今、野球部よりも人気があると私は聞いているのですね。

だから、少し心配なのは、拠点校が、今、AブロックとBブロックで二つに分かれているのですけれども、市内全域においては拠点校が二つというのは、どうも少ないという気がするのですが、その点はいかがですか。

○（教育）教育総務課長

こちらのブロック分けについては、現在サッカー部の顧問をしていらっしゃる教員方と協議をした結果、現時点では2ブロックが適当ではないかということで考えております。

ただ、委員がおっしゃるように、参加人数によっては、この2ブロックでは生徒が溢れるというようなことがありましたら、改めてそのブロック数については少し変更する可能性がありますということは、保護者の皆様にもお知らせをしているところです。

○川畑委員

サッカー部については、私はやはり先ほど言ったように、拠点校を増やすということを考えていくべきだなと思っておりますので、その辺を今後善処してもらいたいと思います。

答弁いただければあれですけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○（教育）教育総務課長

この拠点校方式のブロック分けですけれども、最も市にとって合理的な形になるようなふうにブロック分けできればと考えておりますし、ただ、サッカー部の競技に関しては、団体競技という性質上、あまりブロック分けを変えというのは、生徒にとっても問題があるかとは思っておりますけれども、ただ、いずれにしましても、どういうブロックにするかというのは、毎年度、生徒数の状況なども含めて総合的に判断していきたいと思っておりますので、生徒にとって活動しやすい部活動になるよう、今後も心がけていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

◎男性職員の育児休業取得率向上について

まず、自民党の中村吉宏委員が代表質問でも取り上げていたのですけれども、小樽市の男性職員の育児休業取得の状況についてお聞きしたいと思います。

初めに、2021年度までの5年間の小樽市男性職員の育児休業取得率の推移をお聞かせください。

○(総務)職員課長

2021年度までの5年間の男性職員の取得率の推移ということで、平成29年度から令和3年度までということになりますけれども、まず、平成29年度が2.9%、平成30年度が2.1%、令和元年度が18.2%、令和2年度が8.3%、令和3年度が14.7%となっております。

○丸山委員

2021年度に育児休業を取った小樽市男性職員なのですけれども、どのぐらいの期間を休業しているのか、例えば1か月以下、1か月を超えて3か月以下、3か月を超えて6か月以下、6か月以上というように、休業期間を区切って割合でお聞かせください。

○(総務)職員課長

男性職員の取得期間ごとの割合ということでございましたけれども、1か月以下が40%、1か月を越えて3か月以下が60%、それから、3か月を超えて6か月以下と、6か月超というのは、それぞれゼロでございました。

○丸山委員

そうしましたら、次に、同様に5年間の小樽市女性職員の育児休業取得率の推移をお聞かせください。

○(総務)職員課長

5年間の女性職員の取得率推移ということで、まず、平成29年度が100%、平成30年度が94.9%、令和元年度が100%、令和2年度も100%、令和3年度が95.5%となっております。

○丸山委員

女性職員の場合の育児休業の期間についてもお聞きしたいのですけれども、先ほどと同様に、期間を区切ってその割合をお聞かせください。

○(総務)職員課長

女性職員の取得期間ごとの構成割合ということでお答えいたしますと、1か月以下は0%、1か月を越えて3か月以下も0%、それから、3か月を超えて6か月以下が4.8%、6か月を超えたのが95.2%となっております。

○丸山委員

今、聞いているところによると、小樽市の男性職員の育児休業取得率は2020年度に一旦下がっていますけれども、それ以降、以前の3%前後の取得率からは、やはり前進してきていて、これが後退するという事は少し考えなくてもいいのかというふうに感じています。

ただ、昨年11月6日の北海道新聞の報道によると、江別市では38.8%、帯広市では34%という高い取得率なので、小樽市でも今後、育休を取得する男性職員が増えてほしいと思います。

日本共産党は、少子化対策を推進する意味でもジェンダー平等を実現していくことが大変重要だと考えています。男女の性別、役割分担の先入観を解消して、家族間でも子育ての負担を分散させていきながら、同時に希望するキャリアも諦めない、そういう観点で男性職員も女性職員と変わらないくらい育児休暇を取得することが当たり前の職場環境、これは社会もそうですけれども、特に職場環境をつくるということが大事だと思っているのですけれども、その辺りの見解をお聞かせください。

○(総務)職員課長

ただいまのお尋ねの点でございますけれども、本市といたしましても、小樽市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのを策定しております、公表しております。

その中で、女性が管理職や係長職など、役職に就いて活躍することですとか、その女性の活躍のためにも、家庭での育児等の部分で男女の別を問わず、お互いに協力していくというようなことを掲げております。

そういったこともありますので、今、委員もおっしゃったことが、まさにそのとおりだというふうになっている

ところでございまして、女性同様に男性も当たり前で育児休業を取得するのだというような意識づけですとか、そのための職場の雰囲気づくり、環境整備ということが重要だというふうには考えているところでございます。

○丸山委員

そして、育児休業を取得することについては、小樽市職員のキャリアの上でもメリットがあると私は思っていて、小樽市の課題として、少子化というのは大きな課題だと思います。

職員が子供を持ち、育てることの喜びや希望、一方で、特に乳幼児の場合は意思疎通が取れないわけですから、そうした乳児と昼間2人で過ごすということの大変さを、当事者として体験してほしいのです。その中で得られるものがあると思います。

カップルが希望して、幸運にも子供に恵まれたということであれば、ぜひこうした体験をしていただいて、育休を取って体験をしていただいて、その体験をまた仕事の中で生かしていただく、少子化対策を推進する意味で生かしていただくというふうに期待をするわけですが、見解をお聞かせ願います。

○（総務）職員課長

ただいま、委員からも御指摘というか、お話がありましたけれども、実際に子供ができて、育児休業を取得して育児に関わるということの中で、例えば、こういう支援があったらいいなというふうに自分が感じるということはあると思います。そのことが、例えば、市として、子育て支援策として効果的なものになり得るのかというようなヒントにもなると思いますので、子育てをしている市民というか、世帯の方が何を望むかですとか、そういったこと、小樽市人材育成基本方針にも掲げていますけれども、市民の目線に立ってニーズを的確に把握できる職員ですとか、新たな課題の解決にチャレンジする職員を目指すというようなことを掲げておりますけれども、そういう観点からしても、おっしゃるとおり、メリットになるというふうには考えてございます。

○丸山委員

ということで、男性も女性もですけども、育児休業の取得がしやすい職場環境を希望するところなのでですけども、中村吉宏委員の代表質問の答弁で、課題として多数の欠員が生じている現状を挙げられていました。

この欠員ですけども、早期に解決される見通しはあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

欠員の解消に向けてということですけども、本年度も職員の採用試験を複数回実施をしてきまして、必要数の確保には努めてきたところでございます。

ただ、やはり採用を辞退される方ですとか、いわゆる駆け込み退職ですね、こういう方がおりますので、正直、来年度の当初の時点で、完全に欠員を解消するというのは、正直なところ難しいかという状況ではあるんですけども、今年度の当初、多数、欠員を出したという状況に比べますと、その数というのは減少して、改善はできるというふうには見込んでおります。

○丸山委員

この欠員がある状態が課題であるということは理解をしますけれども、欠員を理由にしてほしくはないのです。

それで、職員がこうした育児休業を取得をする際に、必要な場合には、会計年度任用職員等の採用というのは可能なのか、お答えください。

○（総務）職員課長

育児休業を取る職員の職場の状況ですとか、そういうものによって、実際にその任用をするかどうかというのは各職場での判断ということになってくるとは思いますけれども、制度というか考え方としましては、例えば1か月とかの短い期間の育児休業を取得した場合であっても、その代替として会計年度任用職員の任用は可能にございます。

○丸山委員

それで、昨年に行われた育児休業法改正についてお聞きしたいのですが、育児休業を取得しやすい職場環境整備ですとか、休業の取得しやすさということを中心に、たくさんいろいろ書いてありますので、今、申し上げたことを中心に、どのような改正がされたかについて少し紹介してください。

○（総務）職員課長

昨年の制度改正の主な内容ということで申し上げますけれども、まず、育児休業の取得回数というのが、これまで原則1回だったものが、原則2回というふうになりました。

そして、それに加えまして、子供が生まれてから57日以内というか、女性でいうところの、いわゆる産後休暇の期間ですけれども、その期間内に男性職員が2回まで取得できる、いわゆる産後パパ育休と呼ばれるものも導入をされました。ということで、制度の拡充というのは行われております。

そのほか、職場環境の整備ということでございますけれども、妊娠・出産・育児と仕事の両立を支援する措置を講じるということが求められまして、そういう趣旨を踏まえまして、例えば、育児休業に関する研修ですとか、相談体制の整備といったことにつきまして求められまして、本市においてもこの部分を条例で規定をしたところでございます。

○丸山委員

育児休業法の改正がされて、条例も変えているということでした。

法改正によって、複数回に分けて休業を取れるだとか、以前よりもさらに取りやすくなっていると理解しました。

それで、そういった法改正を踏まえて、御本人あるいは職場にどのように周知、啓発しているのか、あるいはしていくのかということについても、最後にお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

現状といたしましては、昨年からの制度改正の効果というのもいろいろありまして、私どももこれまでも取組してきた部分もありまして、今年度は制度改正後、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる産後パパ育休の取得者も増えてきております。

そういうこともありまして、まだ実績は出せませんが、育児休業取得率としては、数字としては恐らく過去1番高い数字ということで、上昇するのではないかと見込んでおります。

せっかくこういうことになってきましたので、来年度以降、逆戻りしてはいけないということで、さらに上げていけるように、取り組む必要があるというふうには考えております。育休取得ということは、あくまでも本人が取得を申し出るということであって、例えば、所属長が取りなさいとか、強制できるというか、命令できるというものではありませんので、あくまでも本人が取得しようと思ってもらえるような、その意識啓発ということと、取得を言い出しやすい職場環境整備に努めていくということになるのですけれども、この辺は今までも取り組んではきておりまして、いわゆる子育てハンドブックというものですとか、男性職員の育児参加を促すためのパンフレットというのを配布して、そういうものを意識啓発するように努めてきましたので、この辺の取組は引き続き行っていきます。それに加えまして、先ほど申し上げた育児休業に関する研修ですとか、相談体制の充実ということがありました。この辺はまだ少し取組としては、まだまだ十分ではないなというふうに感じているところでございますので、この辺も強化をしながら、いわゆる子育てする本人というか、その世代の職員だけでなく、当然、上司ですとか同僚の理解も進んでいかなければなりませんので、そういう全ての職員に対しての制度の周知とか意識啓発ということに、引き続き、努めていきたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

ぜひ、よろしくお願いたします。

◎市内小・中学校の女子トイレへの生理用品の配備について

次に、市内小・中学校の女子トイレに生理用品の配備を求めてきました。

2月27日の道議会の一般質問で、道の教育委員会が、新年度から道立学校全256校の女子トイレに生理用品を配置するという考えを明らかにしたところです。

小樽市教育委員会としては、道教委がこうした決定をした経緯について、どのように把握していますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

道教委では、令和5年1月中旬から2月下旬まで、道立高校と特別支援学校の計11校をモデル校に指定し、女子トイレに生理用品を配置した結果、生徒のニーズがあること、教職員も配置に肯定的であることを踏まえ、新年度、令和5年度から全道立学校の女子トイレに生理用品を配置することを道議会令和5年第1回定例会において、道の教育長が答弁したところでございます。

○丸山委員

日本共産党も、これまでも市内小・中学校の女子トイレに生理用品を置いてほしいという要望をしてきました。議会の中でも取り上げていきました。

今、市内の小・中学校で、この生理用品の配備について、どのような状況なのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

本市においては、これまで生理用品を必要とする子供に対し、保健室に常備しておりますものを渡しており、また、令和3年6月からは、市内全小・中学校の女子トイレ内に生理用品が必要な場合に保健室に常備しているものを気軽に使えることを添え書きしたポスターを掲示し、子供たちが利用しやすい環境づくりに努めてきているところでございます。

○丸山委員

先ほど申し上げた記事の中では、道がモデル事業をしたということで、アンケートを取っているのですけれども、自分が予想していなかったけれども生理が始まって困った経験のある生徒が8割いたと。道の教育長は、生理用品の配置、これはトイレの個室にということなのですけれども、子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備だと述べたということが記事になっていました。

この発言について、小樽市教育委員会としては、どのように受け止めますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小樽市におきましても、子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境を整備することは重要であるというふうに考えております。

○丸山委員

それで、やはり小樽市内の小・中学校でも、女子トイレの個室に生理用品を配置していただきたいと改めて要望したいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況が、若干ではありますが落ち着いてきていることから、これまでの保健室の常備だけではなく女子トイレ内への配置について、今月1日から3月24日までの間でございますが、市内平均的な学校規模である花園小学校と菁園中学校をモデル校に指定いたしまして、各学校の実情に応じ、女子トイレ内に生理用品を配置しているところであります。

使用状況や児童・生徒及び教職員の意見を集約し、成果や課題を分析した上で、市内小・中学校のトイレへの配置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

最後なのですけれども、北海道は生理用品の配置について、各校の学校運営費を上積みして実施するというようなのです。

小樽市も今、花園小学校と菁園中学校で実験的にしてくださっているということで、ぜひ全校に広げていただきたいのですが、その折には、PTA会費とかで負担ではなくて、学校運営費、公費で賄うというやり方で進めていただきたいのですが、この辺りはどんなふうにお考えか、少しお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今後、かかる経費につきましては、部内でも検討していかなければならないかと思いますが、まずは現在モデル校として行いますこの2校の成果や課題を分析した上で、その後も検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

◎市立小樽図書館への要望について

次に、市立小樽図書館への要望なのですが、予算に図書館システム整備事業費が計上されておりました。これは実際、どんなことができるようになるのか御説明願います。

○（教育）図書館副館長

図書館システム整備事業につきまして、図書館ではこれまでの既存システムの更新作業に当たり、ホームページを活用し、学校図書館からの蔵書検索や予約機能、授業に役立つ図書の紹介などの学校図書館との連携のほか、図書館所蔵の古写真・古地図といった歴史的資料のデジタルライブラリーによる情報発信機能、そして、市民と協働した資料展示、セミナー等の発信をして、まちをつなぐ図書館として、令和6年度からの運用開始を目指しております。

また、現行のホームページでございますけれども、スマートフォンに適した画面表示となっておりますが、更新後はパソコン、タブレット、スマートフォンなど、多様なデジタル端末に表示可能としまして、市民にいつでも気軽に御利用いただきたいと考えております。

○丸山委員

学校図書館からもいろいろなことができるようになる、古い資料も活用できるようになるということで、その辺りがすごく興味深いところです。市民の皆さんに、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

スマートフォンとかタブレットに適した表示になるというのは、それも令和6年度からの運用になりますか。

○（教育）図書館副館長

現行のホームページではスマートフォン表示ができない、とても見づらいという御意見がありましたので、次期システムに導入するホームページには、特に今、スマートフォンが普及されているということもありまして、それに対して、いろいろなデジタル端末から、どのようなものであっても見えるという形で、それによって気軽にいつでも見られるというものを考えております。

○丸山委員

それはとても助かります。期待したいと思います。

主に学習室を利用する方から、市立小樽図書館でもWi-Fiを利用できるようにしてほしいと要望をいただきました。パソコンを使えるブースがあるというふうにもホームページで見ましたけれども、今、スマートフォンを持っている方もたくさんいらっしゃいますし、自分のパソコンを持ち込んで勉強したいという要望なのですが、Wi-Fiを入れる予定というのはあるのでしょうか、お答えください。

○（教育）図書館副館長

現在、学習や調査研究用として、館内にインターネットに接続可能なパソコンを1台設置しております。

また、市民の皆さんにこれを御利用いただいていることと、蔵書検索については利用者用の検索端末が4台ございまして、インターネットを利用しなくても図書の検索ができるということで、館内にWi-Fiを設置していませんが、今後につきましては、市内公共施設のWi-Fi設置の方向性と併せながら検討してまいりたいと思っております。

○丸山委員

来年度の予算にはならないと思いますけれども、早期に実現できるように検討をお願いしたいと思います。

それから、銭函にお住まいの方からの御要望でした。市立小樽図書館まで出てくるのは、なかなか難しいと。市内に一つしかありませんので、図書館の利用自体が難しいということになります。移動図書館があるということで、改めてその運行ダイヤを見ましたけれども、1か所に滞在する時間が20分から30分。予約をして、その予約の本を受け取り、借りていた本を返却するというのであれば十分な時間かと思えますけれども、今、電子図書とかも広まっておりますが、やはり紙の本を読みたい、紙の本に囲まれたいという要望には、なかなかこの移動図書館では応えられていないのかと思います。本好きには、少しせわしい時間ではないかと。

この時間を長くすること、あるいはほかに図書館のサービスを、遠方でも利用できるような、何か工夫の余地がないのかどうか、こういったことについてお答え願いたいのですが、お願いします。

○（教育）図書館副館長

移動図書館バスでございますが、通常の巡回貸出しのほか、ステーション間の移動、それから、貸出し後の棚整理、市内にある返却場所の図書回収、学校等への配本をしながらの運行でございます。1台の運行体制では経費の面もあり、現状の30分が最大ではございますが、こうした時間的な制限もあるので、市民の利便性の向上のため、令和3年7月から銭函、駅前、塩谷の各サービスセンターでの予約図書の受取りサービスを開始し、地域の皆様に御利用いただいているところでございます。

このほか、希望する団体には団体貸出文庫を行っております。現在も市内高齢者施設への貸出しを行っております。今後こういった取組についてPRに努めてまいりたいと思っております。

○丸山委員

私が知らないことが結構あるなどお聞きしていました。

団体貸出文庫というサービスがあるということで、高齢者施設を、今、例示していただきましたが、例えば、町内会単位だったりも利用できるのか、管理者がいることとか、この団体貸出文庫を利用する要件を紹介していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）図書館副館長

ある程度まとまった数で貸出しをいたしますので、まずはその貸出しとか本の管理に関してということで、管理していただける団体であれば、それは町内会とか、先ほど申し上げた市内高齢者施設も含めて、そういったところであれば、どこでも受け付けたいと思っておりますので、これもPRに努めていきたいと思っております。

○丸山委員

今の団体貸出しについての周知というのは、現在、どういった形でされていますか。

○（教育）図書館副館長

当館のホームページでPRしているところではございますが、もう少し分かりやすい工夫も含めて、次期システムへの反映も含めて、いろいろな形での取組を今後もPRしていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時09分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党に移します。

○松田委員

◎小樽市公式LINEについて

私、本日は小樽市公式LINEについてのみ伺います。

私は市の公式LINEに友だち登録しており、これにより、時々、情報を得ておりますが、中でも防災や暮らしの安全については、特に関心があります。しかし、最近、これに関連して疑問に思ったことがありましたので、何点かお伺いいたします。

皆さん、御存じのとおり、1月10日に小樽市は物すごい大雪になり、中でも札幌方面に向かう国道5号は車の事故もあり、大渋滞となりました。もちろん、私のスマートフォンには大雪警報が発表されたとの情報とともに注意喚起を促す内容が受信されていまして。しかし、翌日の1月11日に緊急情報からホームページにリンクしましたら、Jアラートの受信機故障の記載のみで、大雪に関する記載はどの項目にも特になく、どこにも新着情報もありませんでした。

1月10日の大雪は全国ニュースにもなる状況であったのに、Jアラートの故障の記載のみでは少し疑問に思いましたので、その点について確認をしたいと思います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

Jアラートは災害や弾道ミサイル等の国民保護に関する政府からの緊急情報を自動的に伝達するためのシステムであります。12月にそのシステムの機材に障害が発生したため、本市ホームページの緊急情報に機材故障のお知らせを掲載いたしました。

しかし、1月10日の時点においても機材が復旧に至っていなかったため、掲載が継続したことはやむを得なかったものと考えております。

○松田委員

このJアラートの故障についての情報は、どこの部局で記載したものなのか、その点について伺います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

小樽市公式ホームページにJアラートの故障について掲載していた部署は、Jアラート機材の管理を所掌する総務部災害対策室であります。

○松田委員

市として、大雪に対してはどういう情報をつかんでいたのでしょうか。大雪の情報は把握していなかったのでしょうか。記載されていなかったことについて、御説明願います。

○（総務）災害対策室安藤主幹

小樽市といたしましては、1月10日10時13分に札幌管区気象台から大雪警報発表の連絡を受け、同日10時27分に小樽市公式ホームページの緊急情報のページに掲載し、公式LINEでは10時23分にお知らせしておりますので、本市では大雪の情報は把握しておりました。

その後、同警報は、同日16時42分に解除されましたので、17時4分に小樽市公式ホームページの緊急情報のページから内容を削除いたしました。

○松田委員

小樽市公式LINEアカウント運用ポリシーにもあるように、小樽市公式LINEの大きな目的は災害情報などの緊急情報の発信とあるのに、続報が発信されていなかったのはなぜなのか、この点について認識を伺います。

○（総務）広報広聴課長

続報につきましては、市に正しい情報が来なければ、情報を流すことはできないため、続報については把握できなかったもので流せなかったこととなります。

ただ、LINEで緊急情報を流す際には、災害対策室などと連携するとともに、正確な情報を提供していきたいと考えておりますので、例えば、今回の通行止めだったりとかの情報につきましては、そこを所管している国道でしたり高速道路でしたり、そういったところの情報ページのリンクを市民の方に提供するなど、今後工夫をしてみたいと考えております。

○松田委員

工夫してほしいと思います。

それで、LINEを含め、小樽市のホームページには緊急情報には交通情報など多数の項目がありますけれども、これにはどのような緊急情報を載せるのか、今回の大雪などの影響で国道の通行止めになっていることは全く載せていませんでした。

せっかくこのような項目があるのに、情報提供に掲載する基準はないのか、ないとしたら、この点に問題があるのではないかと思いますけれども、この点についてお答え願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

ホームページ上にあります緊急情報のページについては、大規模災害に備えてつくったページであります。

その都度の状況に応じて、緊急と判断したものを掲載することとしておりまして、明確な掲載基準については、想定は今のところはしていないのですけれども、今後、災害対策室などと連携しまして、運用については分かりやすくできるように考えてまいりたいと思います。

○松田委員

しっかり連携を取って記載してほしいと思います。

LINEの情報の更新体制というのは、どのようになっているのでしょうか。特に防災だとか暮らしの安全に関することというのは非常に大切なことと思われまますので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

LINEのメッセージなどの更新の作業は、広報広聴課で行っております。災害対策室や庁内の各部署から緊急のためメッセージ送信をしてほしいという依頼を受けて送信するという体制を取っております。

今後も災害時・緊急時には、得た情報を基に正確な情報を流していきたいと考えております。

○松田委員

ちなみに、小樽市の公式LINEの登録者は、現在どのぐらいいるのか、その点についてお示ししていただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

友だち登録している登録者数につきましては、今日現在で2,919人であります。

○松田委員

今回のような様々な大雪の情報を速やかに流すことは、市民の安全・安心につながることで。

今後の公式LINE登録者を増やす機会ではなかったのかということを考えますけれども、この点についての御見解をお示ししていただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

松田委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、一方で、情報をたくさん流せばいいというものではなくて、LINEの運用に関しましては、あまり多くの情報を流して市民の方に飽きられたり敬遠されたりということ为了避免するために、送信する情報については選択しているところでございます。

ただ、今回のようなケースは多くの市民の方に影響があることでありますので、今後、送信内容については工夫や配慮を行っていきたいと考えております。

○松田委員

実は、昨日は道東を中心に9人が亡くなった暴風雪災害から10年になりました。犠牲者が出た主な原因は、車の立ち往生だったそうです。

最近では、車の立ち往生で複数の犠牲者が出る被害は出ていませんけれども、暴風雪時の情報を取得している人は減少していると、ちょうど、けさの北海道新聞に掲載されていました。そういったことで、とにかく市民の目線を考え、困っているだろうな、正確な情報を知りたいなというものを載せることで、市への信頼や利活用にも広がると思います。

ぜひ、このような観点で緊急情報を積極的に発信していただきたいと思いますが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

市で把握している情報の範囲内で、そして、正しい正確な情報をとということで、できる限り対応していきたいと考えております。

○松田委員

本当に、やはり私も先ほど言いましたとおり、LINEに登録させていただいて、情報を得ている1人でありませぬけれども、一番大事なのは、正確ですぐ情報が分かるようなシステムにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高橋（克幸）委員

◎財政問題について

代表質問に関わって、財政問題について何点か伺います。

まず、収支改善プランについてであります。

大幅な見直し、根本的なつくり直しが必要ではないかということで答弁をいただきました。

再質問で、財政部長から基本的には大幅な見直しというような表現だったと思いますが、それでよろしいかどうか、確認願ひします。

○（財政）財政課長

収支改善プランの見直しにつきましては、本答弁にありましたように、平成30年11月に策定して以降、歳入増、歳出減に向けた取組項目の進捗に差が生じていることや、今後、老朽化した公共施設の建設事業が控えていること、また、社会情勢が大きく変わってきたことなどから、見直しの必要性は認識しております。

スケジュールにつきましては、プランの在り方を含めて見直しを検討したいと考えておりますので、少し時間がかかるかもしれませんが、5年度から検討を進めたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

スケジュールをもう少し詳しく聞きたいのですが、当初の計画は令和7年度で、本答弁では7年度を待たずにとという表現だったと思います。

今年から検討するということですが、では、いつまでに検討を終えて、具体的なプランはいつ頃想定されているのか、そのスケジュール感をもう少し詳しくお願ひします。

○（財政）財政課長

検討の期間ですが、まだ現状で、部内でいつまでということは明確にはなっていないのですが、令和7年度までという期間がありますので、少なくとも5年度中には検討を終えるようなことで想定したいと考えております。

す。

○高橋（克幸）委員

ということは、令和6年度にプランができるということではないのでしょうか。

○（財政）財政課長

仮に、今、申しました令和5年度に検討を終えてという話になりますと、6年度当初からという形になるかどうかというのはまだお答えできないのですが、5年度に検討を終えられれば、6年度以降のプランという形になるかというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

中身はこれからでしょうからあまり詳しくは聞きませんが、何点か気になる、今のプランの問題点だなというのが、前から指摘をさせていただきましたので、確認をしたいと思います。

まず一つ目は、ナンバー13の「職員定数の適正化による人件費の抑制」というのがあります。

気になっていたのは、「（仮称）職員定数適正化計画」の策定というのがあるのですが、この毎年の記述を見ると、延び延びになっているわけです。

この計画策定はどのようになっているのかお聞かせください。

○（総務）職員課長

「（仮称）職員定数適正化計画」のいわゆる進捗状況ということかと思えますけれども、現状としては、他市で似たような定員管理の関係の計画というのを持っているところがありますので、そういったものを参照しながら、現状と課題の整理ですとか、どういった内容で策定をするのかというイメージづくりというようなものは、担当課レベルでは、作業としては進めているところであります。

ただ、適正化計画というその名前で定めるのであれば、やはり実際に定員数の具体的な目標というものを示していかないとやはり計画ということにはならないと思いますので、それを考えたときに、現状の収支改善プランの中で定数削減目標というのを掲げておりますけれども、これにつきましても、新型コロナウイルス感染症の対応の関係ですとかデジタル化の関係というのがあるため新たな職員配置の需要等がありまして、前提が変わっています。

それに加えて、今、デジタル化の取組も進めてきているところではありますけれども、その推進による業務改善ですとか委託化といったことを踏まえまして、職員数のこれからの適正規模というのを見定めて、計画という形でお示しするには、まだ少し時間を要するのではないかというふうに考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね、自治体のDX推進に関わって、業務改革も相当入ってきますから、なかなか難しいのだろうなというふうには思います。

次期プランには、このナンバー13の項目は入ってくるのでしょうか。

○（財政）財政課長

次期プランにこのナンバー13の取組が入ってくるかどうかということでございますけれども、職員数の問題というのは、やはり収支改善には関係性はかなり深いものだと考えておりますので、どのような形で取組項目とするかはまだ定まっておられませんけれども、何らかの形で掲載はされるのではないかと、今、想定しております。

○高橋（克幸）委員

次に、ナンバー21です。「業務委託の拡充」ということで、これはDXに非常に関連するのですが、今後の取組の予定の最後に、委託化も含めた業務改善の検討を費用対効果も踏まえて進めるということになっております。

現状、どのようになっているのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

業務委託の拡充の取組ですけれども、こちらにつきましては、今委員からお話がありましたように業務を委託するにも費用がかかりますので、何でも委託するというにはなりませんし、それによって市民サービスの維持向上ですとか職員負担の軽減が図られるか、また結果としてやはり収支改善に絡んで経費の縮減が図られるのかというのを総合的に考慮して判断する必要があるものと考えております。

現状、業務量調査によりまして、各業務の大まかなフロー、手順というものが一定程度把握できましたので、今後それを活用するなどによって、どのような改善策、デジタルなのか委託なのか、それとも業務の手順、流れを整理することで、特に費用をかけずに時間外などの縮減ができるのかなどを含めて、それを見極めながら最適な方法を選んで拡充を進めていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

業務量調査の結果が出て、令和4年度取り組んできた状況ですから、なかなか具体的にお話しできないのは理解できます。

それからもう1点ですけれども、ナンバー33の「市債発行額の抑制」というのがあります。私はなぜここに載っているのかというのがなかなか理解し難かったのですけれども、これはどういう意味で載せたのか説明をしていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

33番の「市債発行額の抑制」の取組につきましては、委員が御指摘のとおり他の歳入増と歳出減の取組項目とは性質が異なっております。プランの策定時には、将来負担を考慮した財政規律を賢持するために、可能な限り発行額の抑制や平準化によって収支バランスを保っていくことを趣旨として掲げたものになっております。

○高橋（克幸）委員

今後いろいろな事業とか公共施設も含めて、これからいろいろ市債を発行しなくてはならないという前提があるにもかかわらず、抑制するという考え方は分かりますけれども、これを効果額の数字で挙げるということ自体の考え方が私は少し理解できなかったのですが、その点はいかがですか。

○（財政）財政課長

プランの策定時に、取組項目として並列で並べているということは実態として現状あるのですけれども、今後プランを見直す時には、もう少し取組の掲載の仕方というのは、取組になるのか、それともこれは別の表現で掲載するのかとかにつきましては、今後議論してまいりたいと考えております。

○財政部長

「市債発行額の抑制」なのですけれども、これまで小樽市の財政がやはり厳しくなった20年前に、赤字予算を組まなくてはいけなくなったという大きい要因というのが、やはり市債の発行。元利償還が、あの当時80億円近くになっていた。今はもう50億円を切っているというこの30億円の差というのは、例えば、交付税措置をされていたとしても、それだけ一般財源がかかっていたというものでございます。そういうことに同じ二の舞を踏まないためにも、やはり基本的にはこの起債をどうやって抑制をしていくかというのは一つのポイントになるかと考えてございます。

ただ、今高橋克幸委員からも御質問があったとおり、これから大型の工事が控えておりますけれども、要はそれ以外の起債をどういった形で抑制をしていくか、そして平準化していくか、そして全体的にどうやって元利償還が毎年度の償還額をどうやって押さえ込むかというところが一つのポイントとなるというふうに考えてございましたので、今回こういったプランの中で入れさせてもらったということになってございます。

ただ、改善策の効果額をどういうふうに出すのかという視点については、先ほど委員の御指摘のとおり少し考え方は改めてもう一回整理をしなくてはいけないかというふうには考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

考え方は理解できますけれども、このプランにというのは私はどうしても理解ができなかったもので、こういう質問をしましたので、もう少し整理して次のプランについてはぜひ検討していただきたいと思います。

それで歳入歳出に移りますけれども、数字を聞きます。

一般財源で推移を伺いたいのですが、10年前との比較、平成24年度と令和3年度決算ベースの比較で、市税交付税についてはどのようになっているのかお答えください。

○（財政）財政課長

一般会計の決算におけます一般財源収入の状況につきまして、10年前の平成24年度と令和3年度をお答えさせていただきます。平成24年度につきましては、一般財源収入の総額が365億2,300万円、内訳としまして市税が135億5,300万円、地方交付税が172億6,300万円となっております。令和3年度につきましては、総額で361億4,000万円、市税が139億3,700万円、地方交付税が161億7,700万円となっております。

○高橋（克幸）委員

傾向としては、減少傾向にあるのだらうなと思います。令和3年度については、特殊事由、新型コロナウイルス感染症とかがあって国からの入っているお金が多いとは思いますが、地方交付税に限って見ると、やはり相当減少傾向にあるのかと思います。

今後の考え方として、基準財政需要額が当然減っていくでしょうし、財政規模も人口減少とともに落ちてくるのだらうなと思っているわけです。そうすると国からの地方交付税臨時財政対策債も含めて、減少傾向になるのだらうなと見ているわけですが、この点についてどのような見解をお持ちですか。

○（財政）財政課長

今後の地方交付税の推移という御質問かと思うのですが、地方交付税につきましては、人口減少ですとか少子高齢化というもの、算定するときの大きな要素となっておりますので、そこが回復しないというふうになりますと、基準財政需要額は減少傾向になるというのが見込まれます。

ただ一方で、公債費につきましては過疎債ですとかの活用ということで、交付税措置が高いものについては多少上がってくるという部分はあるのですが、総体としてはやはり需要額は下がってくるのではないかと思います。

そういったこともありまして、収入については動向が分からない、不透明な部分はありますけれども、交付税のことを考えますと減少の見込みがあるかなというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

要するに、財源として使える財源が少なくなっていくと、端的に言うとそのようになるのかと思います。

今、過疎対策債のお話が出ましたので、過疎債について1回整理をしておきたいと思いますので、基本的なことをまずお聞きをします。財源として非常に有効なものですけれども、法的には特別措置法の時限立法だという認識でしたので、たしか令和2年で1回切れて新しい法律になっていると思いますが、その辺について、まず説明をお願いします。

○（財政）財政課長

過疎債の法的根拠といえますか、法律の経緯でございまして、令和3年の4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのに基づきまして、過疎地域の支援施策の一つとして、過疎対策事業債が設けられております。

小樽市におきましては、平成22年度に過疎地域に公示されて以降、特別措置法で過疎債を借りることができるようになっていたのですが、今回も令和3年4月1日の特別措置法に基づいて、今後10年、時限立法ですので令和12年度までの措置ということになっております。

○高橋（克幸）委員

対象の事業が二つあるようですけれども、ハード事業とソフト事業になっていますが、主なものを簡単に結構です、説明してください。

○（財政）財政課長

過疎債の対象となる事業ですけれども、今、委員おっしゃったとおりハード事業とソフト事業に分けられます。

ハード事業につきましては、本市におきましては港湾施設ですとかロードヒーティングの更新や除雪車、保育所ですとか体育館、小・中学校など、産業振興ですとか厚生、教育文化施設、道路の関係の交通通信施設といった様々な建設事業に充当が可能となっております。

また、ソフト事業につきましては、過疎地域の自立促進に基づく寄与する事業ということで、内部の管理経費は対象にはならないのですけれども、自立促進に資する事業であれば限度額は各自自治体の財政力指数によって決まるのですが、借入れをすることが可能となっております。

○高橋（克幸）委員

次に、その内容について確認したいのですが、まず一般財源分に充てられる起債充当率、それから交付税算入率です、この二つをまずお願いします。

○（財政）財政課長

過疎債の充当率ですが、充当率は100%となっております。対象事業の100%、交付税算入率は70%となっております。

○高橋（克幸）委員

充当率が100%というのはすごいですね。算入率70%ですから、市の持ち出し分は30%で事業ができるということだろうと思います。

償還の年数はこれはどのようになっていますか。

○（財政）財政課長

過疎債の償還年数につきましては、基本的には12年になります。実際に借入れするときには3年の据置期間があって9年で元金を償還していくようなイメージとなります。ただ、一部の事業につきましては、30年などの償還年限が設けられているものもあります。

○高橋（克幸）委員

それで気になっているのが、この過疎債の限度額です。当然、青天井ではないわけですので、国の予算などを見ると大体4,000億円から5,000億円ぐらいというふうに認識をしております。これが全国に配分されるわけですから、47都道府県で単純に割ると、一つの都道府県が100億円ぐらいですか。それから今度、市町村になると、どんどん少なくなっていくわけですけれども、限度額について説明をお願いしたいと思います。

○（財政）財政課長

過疎債の限度額ですけれども、ハード事業につきましては自治体ごとで何か財政力指数などで上限額が定められているというものではございません。委員からお話がありましたように国の総額がありまして、それを都道府県に配分して、都道府県の中で各自自治体からの要望を受けて配分していく流れとなっております。

ソフト分につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、財政力指数によってその年に借入れができる上限額というのが定められております。

○高橋（克幸）委員

仕組みは分かりました。それで少し具体的な話を聞きますけれども、前年度、令和3年度の数字でいいのですが、実際にこの過疎債の限度額といいますか、どのぐらい過疎債を入れたのか。ハード、ソフトが分かれば後でお聞かせいただきたいと思います。

この条件として、市が策定する小樽市過疎地域持続発展市町村計画に載せていなければ駄目だというこの条件があるわけですね。この過疎計画というのは、いつ頃つくられて今どういう状況なのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

過疎計画につきましては、直近になりますと、法改正のありました3年度に小樽市過疎地域持続発展市町村計画というのを策定しております。それに掲載された事業について、過疎債という支援を受けられるという形になっておりますので、それに掲載することが条件となっております。

○高橋（克幸）委員

過疎計画に載せたものが、全てオーケーになるかと思ったらそうではないと思うのです。それぞれの事業費がありますので。しかも限度額があって、オーバーすると当然それに入れられないわけですから。

ですから、過疎計画に掲載されている事業というのは、限度額に対してそれ以上のものが載っているのかどうかですね。ざっとでいいのですけれども、どういう状況なのかというのをお聞かせもらえますか。

○（財政）財政課長

過疎計画に掲載している事業といたしますのは、過疎債を活用して実施する事業だけではなくて、その過疎地域の持続的発展に資する事業というのを全て掲載している形になっておりますので、過疎債を借りるだけの計画という意味合いではないものになっております。

○高橋（克幸）委員

伺いたいのは、限度額が分からないので議論しづらいのですけれども、例えば、体育館、プールを造ります。当然、過疎債を当てにして入れるわけですね。事業費が大きいですから、過疎債もたくさん入れたいというふうになるわけです。そうすると、ほかでも違う各部でも、いや、うちもこれ使いたいのだと。いや、学校でも使わせてくれとなると、体育館、プールがどんと過疎債に入ってしまうと、ほかは使えないというふうになるのかと思うのですが、この辺はどういうふうに考えたらいいですか。

○（財政）財政課長

仮に総合体育館を新築する年度のお話で少し想定をさせていただきますと、当然、総合体育館に係る必要な過疎債の額というのが大きくなりますので、それ以外の事業について本当に充てられるのかどうかというのは、その年度の北海道の全体の自治体の過疎債の要望の状況ですとか、国の過疎債総額の状況によって変わっていくものと考えております。ですから、例えば、令和4年度の状況で考えたときには、小樽市の過疎債といたしますか、起債事業全体も総合体育館ですとか大型事業をやるときには総額が上がっていきますので、全てを過疎債で賄うというのは現実的ではないのかというふうに考えております。その場合には、ほかのメニューといたしますか、過疎債は100%充当の70%交付税措置率ですけれども、それ以外の起債のメニューというのを考えながら、一番小樽市にとって有利な借り方をしたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、ほかのメニューも探すということですね。極端に言えば、体育館に全部使ってしまうとほかにも何も過疎債に入れられないということが考えられるということですね。

ここで聞きたいのが、いろいろな事業があります。優先度、緊急度、重要度、いろいろな基準を設けて、財政課長が言われたように、ほかの起債も見合いで、小樽市としてどれだけできるのかというのも勘案しなくてはならないというふうになるのですけれども、財政部の視点と、それから事業を行う上で、市長が決裁すると思いますけれども、市長が決裁するまでに、どのようなプロセスでそれを過疎債についても、どうやって入れていくのかというのを決めるところというのはどこになりますか、財政部ですか。

○（財政）財政課長

最終的には市長が判断する形になるかと思いますが、その判断に当たってはやはり判断材料というのが必

要になると思います。各部の要求、またその計画などの盛り込んだやはり中長期的な公債費のシミュレーションのようなものを市長に見ていただいて、あと、その年の要求状況ですとか財政状況も含めて、総合的に市長に判断していただく場が必要になってくると思いますので、その場の設定の前に、財政部としては全体の中長期的なシミュレーションをまず提示するというのが第1段階かと思います。その後、庁内での政策議論、予算編成というふうの流れていくのかというふうを考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほども言いましたように、各部でどうしても優位な起債ですから、使いたいのだと。何とかこれを進めたいのだというせめぎ合いがあるわけですね。では、そこは誰が交通整理していくのかというのは私聞きたいところなのですが、すけれども、例えば、副市長を中心としたそういう企画、政策を検討するようなチームというか、場があるのかどうなのか分かりませんが、市長の最終的な判断の前には、相当やはりもんでないと私は駄目ではないのかと思うのです。その考え方はいかがですか。

○財政部長

基本的に起債というと財源なので、基本的には財源調整というのは財政課で今はやっております。ただ、今後大型な事業、起債事業をやる場合に、今、財政課長からお話があったとおり、やはり過疎債に上限があるという中で、どういった形の中で起債を使っていくのか。イコールどのような事業を優先していくかという形になりますので、それにつきましては予算議論の中で到底できることではございませんので、予算議論の前に、市では庁内決定企画政策会議等がございます。それと政策検討会議等がございますので、そういった中でしっかり方向性なり課題を全部整理していくという形になりますので、その中には必ず財政部も出席をして、財政の視点でどういった課題があるのかという部分も整理をする形になりますので、その中できちんと交通整理をして、予算編成に入っていくという形になるものと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

今度は歳出ですけれども、公債費についても伺いました。公債費比率5.6%だから心配しなくてもいいというような答弁だったと思いますが、基準として10%未満であればという基準がありますから、その半分程度であればというのは理解できました。これも数字が欲しいのですけれども、公債費、元利償還額ですね。先ほどと同じように、10年間の推移で平成24年度と令和3年度で一般会計で結構です。これがどのようになっているのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

一般会計の決算におけます公債費元利償還額の数字につきましては、平成24年度は約67億200万円、令和3年度は約51億3,500万円となっております、約15億6,700万円の減となっております。

○高橋（克幸）委員

先ほど財政部長が言った51億円というのはこの数字なのですね。かなり下がってきていると思います。

次に、今後の元利償還額、今のは10年前との比較でしたけれども、これからの予想として10年後の数字もこの財政の概況に出ているわけですが、令和4年度と令和13年度の一般会計の比較をお願いします。

○（財政）財政課長

財政課で作成しております財政の概況の今後の元利償還額のグラフにつきましては、3年度までに借入れした市債の償還額の推移ということで前提がありますけれども、そちらで申し上げますと、令和4年度の借入元利償還額につきましては、約46億3,100万円、10年後の13年度につきましては約22億4,300万円となっております。

○高橋（克幸）委員

今、財政課長が言われたように、条件付で令和4年度以降、新たに借り入れるものは入っていませんよということの数字ですよね。半分以下になるということです。何もしなければという前提ですね。先ほどの市債発行の議論

にまた戻るのですが、結局これから公共施設の長寿命化計画によって、体育館、プール、それから本庁舎、それから各施設が入ってくるわけですね。学校もあります。議論になっている朝里中学校もあるでしょう。総体的にどうしても市債というのは膨らんでいくわけですね。確認したいのは、ではこの10年後、15年後くらいの財政のシミュレーション、そのぐらいのスパンのシミュレーションというのはどの程度今やっているのか、その辺を聞きたいと思います。

○（財政）財政課長

今後の公債費などのシミュレーションにつきましては、当然、収支改善プランを年度更新する中で、収支見直しについても時点修正を行っているところです。またそちらにつきましては、令和7年度までということで、それ以降の収支見直しの部分は、例えば、事業計画はあってもまだ事業費が定まっていないですとか、財源が見通せないとか、そういうものについては項目としては把握しているのですけれども、収支見直しの中には数字がまだ入っていない状況のまま、財政部の中で押えている状況というのもありまして、まだ公表できるような状況までは進んでいない状況になっております。ただやはり、プランの見直しに関係しますので、今後についてはもう少し先まで見通したシミュレーションができないかということを検討していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

これからというのは残念な答弁ですね。もう私は既に進めているのだろうなと思っていましたけれども、この二つはやると決めていますからね。ですからそのことを考えると、最低限その二つと、学校もあるでしょう。その辺を入れて、財政の概況でもあります建設事業費の年度ごとの積み上げをしていくと概算が出るわけです。

今の時点で結構なのですけれども、これは一定程度それをやらないと、公債費というのは出てこないと思うのです。財政部長の考え方を確認したいのですが、公共施設を計画した大きな目的の一つというのは平準化ですよ。起債の平準化、償還額の平準化ということを考えてあれをやったわけですけれども、では小樽市の公債費の上限は、どの程度で抑えていくべきなのか。例えば、10%なのか、数字でいくと60億円なのか70億円なのかという数字が一定程度なければ、判断していく上で、では何をどうやって判断していくのというのがシミュレーションがないと市長も判断できないと思うのですが、この辺の見解を伺いたいと思います。

○財政部長

今の財政課長の答弁は、正直言ってより詳細なものができていない状況の中で答弁をしたという形でございました。我々としましてもこれまでも私も少し委員会の中では、より長期なものをイメージをしていかないと、やはり本当に負担がどうなのかというのが見えてこないというのは認識してございます。これからやるべきことというのは、ある程度今の、例えば令和5年度をベースとしながら、例えば10年、20年間の場合どうなのかと。それが通常ベースの起債、よく経常的に例えば、建設部の起債は大体毎年かかっている事業とかございますので、それはそれで乗せておいて、それとは別に特殊的に発生する大型工事という部分を、年度ごとである程度、事業費を積みながら本当に長期的にどうなのかと、先ほど言いましたけれども、我々もそれを見ながら実際にほかの事業のキャップをはめていくものなのか、それは実際にやらないといけないと言うのであれば、では多くなった分を、この間御質問もありましたけれども、減債基金として積んで、きちんとそのときの償還の年には備えをしておくとか、そういった対策というのはある程度今からやはり長期に見ておかないと対策も取らないというふうには考えてございますので、シミュレーションにつきましては、早急にお示しをできるような形は取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

もう少し議論したかったのですが、1点だけ確認なのですが、代表質問では減債基金、それから財政調整基金も含めた積立基金を伺いました。今、財政部長からもお話があったように、私は一定程度積めるときに積んでおかないと恐らくは全然足りなくなるのだろうなという認識でいます。なので、あえて減債基金の質問をさせても

らったのですが、基準を設けたほうがいい、上限を設けたほうがいいというのはそういう考え方で、常にそういうことを視野に入れて財政運営していただきたいなという思いでして、財政部長の言葉からもそういうのが出てきましたので、十分視野に入っているのだなと思っていましたけれども、さらにその積立基金について伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

今後の減債基金の積立てにつきましては今お話もいただいたように、あとは財政部長からも御答弁があったように、本来であれば積めるときには積んでおきたい。また将来に備えて、将来のときに財政状況がどうなっているかわかりませんので、積んでおくことで建設を進めていきたいというのは、気持ちとしては財政部当局としてはございます。ただ一方で、まだ当初予算でも財政調整基金を取り崩しているような状況にありまして、減債基金のほうに回すというような余裕がないのも正直なところでございます。過去を振り返りましても、減債基金を積んでいた時期というのが、やはり交付税でそういうような国から、減債基金に対する基金費というのが交付されたときに積んでいるということも確認したところでありまして、去年はそれで積むことができたのですけれども、通常の予算編成の中ではなかなか今、減債基金まで積立てに回すというのができない状況であるということは御理解いただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○須貝委員

令和5年度の教育行政執行方針が示されました。そこで基本理念として、「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」の具現化を目指すということを発表されまして、大いに賛同するところであります。本日はそれを具現化するための重点施策について少しお聞きをしてみたいと考えています。

◎未来を創る力の育成について

まず目標の1番目、「未来を創る力の育成」ということで、ここでは小学校高学年の教科担任制について述べられております。私も英語やそれからプログラミングなどの強化や、教職員の働き方改革なども踏まえると、この方向性はますます強まるのかと思っていますけれども、まず現在の教科担任制導入の状況と令和5年度の予定についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

小学校高学年における教科担任制の導入については、国から令和4年度を目途に導入の必要性が示されまして、これを受けて本市は今年度から小学校5、6年生において外国語、理科、算数及び体育のうちから1教科以上を、担任ではない教員による専科指導として市内の全小学校で導入してございます。規模など各学校の実情がございまして、これに応じて例えば、同じ学年の担任間で教科を入れ替えて行う、学年の枠を超えて6年生の担任が5年生の教科、5年生の担任が6年生の教科を交換して行う、中学校と連携して行うなどして実施しております。新年度におきましても、引き続き市内全ての小学校で実施してまいります。

○須貝委員

今各校の事例を少し御紹介いただきましたけれども、学校の規模とか地理的な状況によって若干違いがあるということですが、1個しかやっていないとか三つやっ

ているとか、そのようなケースはありますか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

科目数について御質問がございました。学校の実情は違いますが、担任以外のところで1教科のところもあれば、多いところでいきますと、四つないし五つという状況でございます。

○須貝委員

ここまで私も調べてみますと、教科担任制はメリットのほうがかなり大きいのかというふうに理解していますけれども、例えば、現在把握している課題は何かありますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

課題といたしましては、一つの学級では複数の教員が授業を担当することになります。こういうことから、時間割を調整しながら組んでいかなければならないと。このようなことが課題として挙げられておりますが、導入することによって学級の児童をこれまで以上に複数の目で多面的に見ることができ、児童理解が進む、空き時間を有効に活用しまして教材研究や授業準備を行うことができるようになる、中学校への円滑な接続につながるなど現段階ではよい面が大きいものと考えております。

○須貝委員

やはりメリットのほうが大きいのかと。今後ますますこの方向性が進んでいくのだろうと思っています。

それでは、この中に「新しいかたちの学び推進教員」というのがあるのですけれども、これは実際どういうものですか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

今御質問いただきました新しいかたちの学びの授業力向上推進事業につきましては、新年度から道教委より指定を受けまして行うものであります。本市では小学校において、教員の授業力向上や学校全体の授業改善に取り組み、後志管内や全道への成果普及に取り組む授業であります。本事業では、市内3校に各1名の教員を推進教員として配置いたしまして、本推進教員は配置校を中心として担任とのチームティーチングによる授業を行う中で、1人1台端末などのICTを効果的に活用した授業を含め、国語・算数の授業改善に取り組むほか、児童の学力や生活習慣等の実態把握及び分析、校内研修における提案や資料提供などを行う、このような役割を担っている教員でございます。

○須貝委員

そうしますと、この推進教員というのはかなり求められるスキルと申しますか、高いものが求められるのかというふうに今お聞きしていたのですけれども、実際に、この推進教員はどのような方が選ばれるのかお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

任命については、道教委が配置していくということにはなりますが、国語、算数、そしてICTに堪能、指導力があるそのような教員が配置されることを予定してございます。

○須貝委員

◎豊かな心の育成について

目標2番目の「豊かな心の育成」というところで、ここで学校図書館の充実ということで蔵書を3年間で集中的に配備するのだというようなお話がありました。そこで、読売新聞では、実は学校の蔵書について12月に何回か全国の状況が出ていたのですけれども、昨年12月28日の読売新聞に令和4年度の学校図書館の図書購入費の全国調査の記事が掲載され、私も小樽市がサンプルとして出ていたものですから、少し心を痛めたものでありますけれども、まずこの記事の内容について概要を説明していただけないか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和4年度の学校図書館の図書購入予算について、読売新聞が行った全国調査でございまして、都道府県庁が所在する市、政令市、東京23区と各都道府県から人口10万人規模の市、人口2万人規模の町、各一つの自治体に行ったもので、道内では札幌市、小樽市、新ひだか町の3市町が調査対象となったものです。小樽市の図書購入予算が、小学校では児童1人当たり823円、中学校では生徒1人当たり1,429円となっており、同じ規模の市の中では予算が少ないということが掲載されておりました。また、文部科学省は2026年度までに、全小・中学校で、学校図書館図書標準で示す蔵書数の達成を目指すのが、小樽市は達成に向けて十分な学校図書館図書費を確保できていないということが掲載されていたところでございます。

○須貝委員

これによりますと、小樽市は小学生1人当たり823円ですけれども、一番多い兵庫県三田市の3,257円の4分の1程度であったというようなことが書かれています。それで、この図書費に関する問題については、我が会派の濱本議員が何度もこの件、委員会等でも取り上げていただいておりますけれども、その中で、教育行政執行方針を見ますと、図書整備費用として、これから3年間集中配備するのだということで図書整備費について載っておりますけれども、まずこれの小学校、中学校の内訳についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校図書館整備費の内訳でございまして、小学校、中学校いずれもまず各学校、全部ではございませんけれども、今、学校図書館司書を置かせていただいているところとございまして、学校司書の給与費をこれまで毎年予算化をさせていただいているところでございまして、新聞購入費を含みます学校図書館用の図書購入費、そして令和5年度の予算の中身としましては、令和5年度からの3年間で集中的に各学校の蔵書数を増やすための学校図書館の図書購入費というのが、この学校図書館整備費の内容となっております。

○須貝委員

内訳の金額をお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

内訳でございまして、小学校につきましては、学校図書館司書の関係が830万円、図書の購入費といたしまして毎年頂いております通常配当分が395万円、3年間の特別に配当するというものが265万4,000円、令和5年度分としましては小学校は1,490万4,000円となっております。中学校につきましても、学校図書館司書関係で599万6,000円、図書の購入費といたしまして通常配当分が420万円、特別配当分が234万6,000円の、中学校は合計1,254万2,000円というふうになってございます。

○須貝委員

それで、この小・中学校の特別配当分合わせて年間で500万円と。3年間で1,500万円の集中的に蔵書を増やすのだということだと思います。それでは、この廃棄基準とかいろいろ蔵書もあると思うのですけれども、これで目標の蔵書数が達成できるのかどうかということなのですから、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在の小樽市の各小・中学校の蔵書数は、これまでも予算特別委員会等で御報告、御説明させていただいておりますが、令和3年度末で蔵書割合が70%に到達していない学校というのがまだ半数以上ある状況でございまして。私どもとしては、100%を目指したいところではございますけれども、まずはこれからの3年間で70%を一つの目安としてそこへ向けて増やしていければというふうに考えているところでございます。

○須貝委員

それでは、先ほどの新聞の分析ではないのですけれども、これをやることによって生徒1人当たりの金額はどれぐらいになるのかというのは分かりますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

先ほど御答弁させていただきました図書購入費への中には、新聞の購入費も入っていたことから、その分を除いて算出いたしますと、また児童・生徒の人数でございますが、読売新聞の調査で用いた令和4年5月1日の人数を元に答えさせていただきます。小学校でいきますと、通常配当と特別配当を合わせまして、児童1人当たり1,512円、中学校におきましては生徒1人当たり2,511円というふうに計算されております。

○須貝委員

大分アップになりますけれども、それでも先ほど紹介したような上をいっている市に比べるとまだ低いなという感じはしますが、それではこの特別配分というこの金額ですけれども、これは一体どのように配分していくのかというそのお考えはどのようになっていますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

特別配当分の各学校への実際の配分につきましては、現在の学校図書館図書標準の達成割合によりまして、各学校に傾斜配分で行うというふうに考えております。

○須貝委員

傾斜配分ですね。そうすると達成しているところと50%未満のところと差が出るということですね。

それでは、この金額はさておいて、今度はどの部分をどのように補強していくのかということに少し興味が移るのですけれども、これについてはどのように考えられていますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在、蔵書数が文部科学省が示す学校図書館図書標準にまだまだ到達まで遠いというところではございますけれども、蔵書数を増やすということだけではなく、各学校の図書担当教員を中心にしまして、授業で活用するものや優良図書など子供たちにとってよりよい図書を増やしていければという考えで増やしていきたいというふうに考えております。

○須貝委員

そうしますと、各学校によって図書司書の方や校長などと相談しながら、特色が出るものだということの理解でよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

特色と申しますか、各学校の図書館の現在の蔵書の配備状況ですとか、そういったのを見ながら、現状を見ながら購入していくということですので、特色が出る場合もございますが、基本的には子供たちのために成長過程に応じた図書を購入していくというような形になると思います。

○須貝委員

次はスクールカウンセラーです。今年度の事業予算で714万5,000円、それからスクールソーシャルワーカー263万円ということで事業予算計上されています。勤務日数を増やすのだと。教育の相談体制を強化するのだというようなお話でしたけれども、まずこのスクールカウンセラーの配置人数と、稼働状況というのでしょうか。カウンセリングの実績と言ったらいいのでしょうか。これはどのようになっているかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現在、本市においては、道費のスクールカウンセラーが5人おり、各中学校では月2回程度、それから各小学校には年間4時間の勤務をしております。小学校での相談体制を充実させるために、市費のスクールカウンセラーを3人雇用し、市内全小学校を月2回程度巡回するとともに、市教委においては週2回、児童・生徒、保護者及び教職員に対し相談を行っております。市費のスクールカウンセラーの相談回数の実績につきましては、令和元年度は367回、令和2年度は782回、令和3年度は1,400回となっております。

○須貝委員

私が想定していたより遥かに多い回数の相談があるのだということで、今回増員を図るということですね。

それでは、このカウンセラーの資格というところで少しお聞きしたいのですが、資格、要件というか、どのような方がこのカウンセラーになるのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市費のスクールカウンセラーを募集する際には、臨床心理士、認定心理士もしくは教員免許を持っているなど、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有することとしており、現在の3名の方は教員免許を持っております。

○須貝委員

それでは、スクールソーシャルワーカーについてですけれども同様の質問ですが、現在の配置人数と稼働状況についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現在、スクールソーシャルワーカーは1名であり、週に3日間、教育研究所において学校や保護者が抱える困難なケースに対し、福祉部局などの関係機関と連携を図り対応しております。対応回数の実績につきましては、令和元年度が116回、令和2年度が151回、令和3年度が208回となっております。

○須貝委員

これも同様にこのカウンセラーの方の資格の要件といたしますか、これについてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

スクールソーシャルワーカーを募集する際には、社会福祉士もしくは教員免許を持っていることとしており、現在任用させていただいている方は、過去に福祉部局の家庭児童相談員を経験し、教員免許を持っている方です。

○須貝委員

いずれも、私が想像していた以上に相談件数が非常に多いと。需要が児童・生徒、保護者の方々からも御相談が多いのだというお話を伺って、大変重要と考えています。ぜひまた今後も、小樽の子供たちを守るために、この強化、充実をよろしくお願ひしたいと思います。

◎健やかな体の育成について

次に、目標3の「健やかな体の育成」というところで、体育の授業改善と掲げられておりますけれども、これについては具体的にどんなことを指すのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

体育の授業改善につきましては、児童・生徒が運動することの楽しさや喜びを感じられ、体力向上につながるような体育の授業展開が求められます。順番を待っている時間が長く運動する時間が少ない、運動の得意な児童・生徒ばかりが活躍する授業では、一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせることはできませんので、例えば、児童・生徒の運動量を確保すること、苦手意識を持たせないために発達段階や個人差を踏まえ、場やルールを工夫すること、それからICTを活用しまして、体の動かし方ですとか運動の仕方を視覚的に理解させる場と機会を設定することなどが、授業改善の具体であると考えております。

○須貝委員

よく分かりました。ぜひ、全ての子供たちにこの運動の楽しさを教えていただいて、健やかな体をつくっていただければと思います。

◎学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現について

次に、目標5のところ、忍路中央小学校の授業時数特例校制度というのがあります。これは一般質問で前田議員からも質問ありましたが、少し重複するかもしれませんが、改めてこの特例校制度というのはどういうもの

かというのをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

授業時数特例校制度につきましては、学年ごとに定められております各教科の授業時数について、1割を上限として減らすことができまして、この減らした分の時数を総合的な学習の時間など、他の教科等の時数に上乘せすることによって、ふるさと学習や環境教育など特色ある教育活動の充実を図るための制度でございます。

○須貝委員

それではこの授業内容と、それから保護者や児童の評価といたしますか、どのようになっていますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

授業の内容としましては、今年度は地域の産業である漁業の体験的な学習を柱としておりまして、小学校3、4年生では地域の魅力を知る学習の一環として、港からウニ漁を見学した後、漁師からウニ取りの道具の説明を受け、実際にウニの殻むき体験を。小学校5、6年生も同様にウニ漁の見学や殻むき体験を行います。キャリア教育の観点から漁師の仕事に視点を当てまして、仕事について考える学習を行っております。また学校からは、保護者・地域からは、体験的な学習について実際に現地で学習することに価値があるですとか、学校から地域の子供が学びに来てくれてうれしいというような声がありまして、大変貴重な活動であり高評価であると聞いております。またウニの殻むき体験では、児童から実際にウニに触れ感動したなどの声が多数聞こえております。子供の心に残る学びになっているものと考えております。

○須貝委員

高評価だということが分かりましたけれども、これを今回1年間通じて新たに分かったこと、課題といたしますか。それと今後の展開、ほかの学校でも導入する予定があるのかも含めてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

学校からは、目で見て手に触れて地域と関わりながら学習することは、何より子供にとって心に響く実感に伴う理解につながるので、改めて大切であることを実感していると聞いております。特に大きな課題はないとのことですが、ウニ漁の学習を新たに計画しましたので、これに係る学習計画の作成ですとか教職員間での共通理解に時間を要したことですとか、体験学習に係る地域の方々への説明や、連絡調整に時間を要したと学校からは聞いております。次年度、忍路中央小学校は引き続き指定が継続されまして、学校菜園を整備して地元の農家と連携しながら、野菜の栽培方法などについての体験的な学習を予定しております。忍路中央小学校以外の学校での導入につきましては、本事業における国の指定が全道で1校、全国でも28校であるという状況からも、現時点では難しいのではないかと考えているところでございます。

○須貝委員

これは新しい試みですので、私も今後も注目して見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では最後に、校務支援システムの導入による教職員の業務軽減というのがございます。まずこの校務支援システム、予算で980万円ついていますけれども、これとは何かということをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

校務とは、生徒の出欠の管理など学校運営に関わる業務のことであり、これらの業務をシステムで行えるようにするものが校務支援システムです。市教委としましては、教員の業務負担を軽減し、児童・生徒にとって真に必要な指導支援を行える環境をつくり出すためのシステムというふうに考えております。

○須貝委員

では、今お話がありましたけれども、このシステムによって、それでは実現できる業務とは何なのかということ。実際にどれぐらいの仕事量が削減されたりできるのかということについてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

業務の内容ですけれども、システムによって出席、通知表等のデータを管理することができます。これら一元管理することが可能になりまして、業務の円滑化とともにミスが減らすことが可能であると考えております。またさらに、市内学校、全学校が同じシステムを使用しますので、市内全学校の業務や、またさらに同じシステムを利用している管内の町村もございますので、それらの業務が共通化されることによって異動した教員に対しても業務改善期待できますし、さらにシステムを通じた情報共有なども可能となりますので、学校のペーパーレス化というものも進めることができるのではないかと考えております。また、具体的にどういうものが改善されるかということですが、令和4年2月の文部科学省の全国の学校における働き方改革事例集によりますと、様々な前提条件はありますが、システムを導入することで1人当たり年間131の業務時間の削減につながるというふうにされております。

また本市におきましても、校務支援システムは令和4年1月に6校で試験的に導入をしております。導入した6校について、導入前の令和3年度上半期と導入後の令和4年度上半期の時間外勤務の時間数とかも比較を行いましたけれども、導入していない23校とのそれぞれの推移の検証をした結果、一般教員につきましては、導入初年度ということもありまして、データ入力などの操作の不慣れから優位的な差というものは見られませんでしたけれども、入力されたデータを様々な業務で利用する、校長だったりとか教頭につきましては、時間外勤務のデータにおいて導入校と未導入校それぞれの推移については明らかな優位性があるというふうには認識をしております。

○須貝委員

教員の働き方改革や、それから今成り手不足というのが非常に課題になっていると私も認識しています。このシステムによってそれらが改善されることを期待して、今後もフォローしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松岩委員

◎通学路の交通安全対策について

通学路の交通安全対策について。合同点検を実施し対策を施す学校の基準、それと実施する学校としない学校の違いというのは何なのでしょう。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

各学校から報告される内容を、小樽市通学路安全推進会議で審議し、以前と状況が変わったことから現場を再確認するというところで実施し、何らかの対策を施す場合がある一方で、道路構造などによりまして物理的に対策を施すことが無理なものなどについては実施しないこととする場合があるなど、毎年度報告されます内容によって判断しているところでございます。

○松岩委員

合同点検していないところは、何か交通安全の対策はしているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

推進会議で審議した結果、合同点検までに至らなかった箇所につきましては、学校に対し安全指導や注意喚起といった部分を行っているところでございます。

○松岩委員

それから、通学安全マップという言葉が出てくるのですが、これは何なのでしょう。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

各学校の校区内において、交通量が多い道路であることや、不審者情報が過去にあったなど注意を要する箇所や、危険箇所を明示したマップを各学校が作成し、子供たちに示しているものでございます。

○松岩委員

合同点検を実施した変更の状況だとか更新の状況については、点検の実施箇所一覧に公開されているのですが、変更点は市民にも分かりやすいように工夫して公開していただきたいと思うのですが、それは可能かどうか伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

分かりやすいようにという御意見をいただいたところでございますので、今後どのようにすれば一般市民の方も分かりやすく見ていただけるか、公開の方法については少し私どもも工夫してみたいというふうに考えております。

○松岩委員

少なくともPDFファイルの中の一文だと、絶対にそこをクリックしない限り開かないので、分かりやすいように工夫していただきたいと思います。

それから最後が、信号や標識の設置、防犯や警察、公安委員会が協力し、必要な対策について、市内では信号機や横断歩道の設置、車両速度の抑制など道路管理者だけでは実現できない課題もあると思うのですが、この推進会議やプログラムの目的は、危険な箇所の注意喚起ではなくて交通安全の確保が目的であります。せっかく警察だとか公安委員会も入っているので、もう少し強力で交通安全の確保を実現していただきたいと思ったのですが、これなかなか実現できないというのはどういった課題があるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

各学校から要望されてきます内容には、道路の構造上の問題等が多く実現できない箇所が多い状況になってございます。しかしながら、そういった箇所についても引き続き関係機関と情報を共有するほか、学校を通して子供たちに安全指導、注意喚起を引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○松岩委員

今後も見守りたいと思います。

◎朝里中学校の長寿命化改良工事について

朝里中学校の長寿命化改良工事について。

予算計上を見送った理由は、工期が延びたことと昨今の労務費や建築資材の高騰により、全体事業費が大きくなる見込みであるということで、具体的には当初11.7億円程度の規模が、この2年間で1.6倍の19.5億円になると。まず、労務費や建築資材の価格は今後どのように推移するものと考えていますか。

○（教育）施設管理課長

労務費や建設資材の価格の高騰につきましては、これからもまだ高騰が続くものと想定してございます。

○松岩委員

私もそう思います。小樽市学校施設長寿命化計画では、「4－6 長寿命化の実施計画」、③長寿命化を図る際の課題として、五つ列挙されております。その一つに、より効果的な工事内容や改築等の事業手法による見直しというのがあります。

朝里中学校の場合、当初の予定していた長寿命化改良工事、それから改築、この二つ以外にあらゆる選択肢というのは具体的にどのようなものが考えられますか。

○（教育）施設管理課長

小樽市学校施設長寿命化計画におきまして、より効果的な工事内容や改築等の事業手法による見直しとのことでございますが、計画策定時における事業手法といたしましては改良工事のみの想定でございました。

○松岩委員

もう一回同じこと聞きますけれども、長寿命化計画の中では、より効果的な工事内容や改築等による事業手法の見直しというのがあるって、一般質問の答弁の中でもあらゆる選択肢を模索するという旨の答弁があります。今、改

築と長寿命化改良工事を二つ挙げましたけれども、それ以外にどのような選択肢があるのかということをお聞かせください。

○教育部長

ベースになるのはやはり改良工事とそれから改築ということになりますけれども、朝里中学校の場合は旧校舎、新校舎、体育館という造りになっておりますので、例えばですけれども、それを組み合わせるとか、そういったことの検討というのも可能性としてはあるのかというふうなことでお答えしたところでございます。

○松岩委員

校舎以外にもということですね。

これは確認になりますが、長寿命化改良工事と改築の比較について一般質問でもお答えいただきましたけれども、現時点の概算の工事費を改めてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

4か年での長寿命化改良工事での概算費用でございますが、校舎が13.4億円、屋内体育館が3.23億円、こちらは校舎の工事費を基に面積換算してございます。仮設校舎が2.75億円の合計19.5億円を想定してございます。

○松岩委員

少し意地悪なことを聞きますけれども、一般質問の再々質問の中で工事やトイレの改修の方向性はできるだけ早い時期、今年の夏場までに決めたいと答弁されていたのですが、夏場というのは具体的に何月頃までを指しますか。また、夏場まで時間を要する検討の内容というのは、どのようなことなのかお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

一般質問で教育長から御答弁させていただきましたが、方向性について今後検討してまいりますので、具体的な時期についてはお示しすることはできませんが、繰り返しになりますができるだけ早期に示せるよう進めてまいりたいと考えてございます。

また、検討内容につきましては、それぞれパターンの財源を含めた概算費用ですとか、工期、仮設校舎規模、生徒、教職員等の想定される授業への影響などの情報を試算、整理するほか、新たに改築の場合を含めた検討、確認をするものでございます。

○松岩委員

改良工事と改築の工事は共に工事期間が4年程度だということなのですが、例えば、年度内に改良工事をするという決定をして、令和5年度から改良工事の取組を行うとする場合、工事はどのぐらいの時期から始まり、仮校舎の使用時期と工事完了の時期はどのようになると検討しておりますか。

○（教育）施設管理課長

実施時期につきましても、これから検討することとなります。現時点で想定できる範囲でのお答えとなりますが、第2回定例会で予算化した場合には、8月に仮設校舎に関する契約を結べた場合に、令和6年5月には仮設校舎の供用開始が可能であると想定しており、令和8年度末には屋内体育館の改修を完工する想定でございます。第3回定例会で予算化した場合でございますが、11月に仮設校舎に関する契約を結び、令和6年8月頃には仮設校舎の供用開始が可能となると考えてございます。この場合は、同じように令和8年度末に屋内体育館の改修を想定してございますが、仮設校舎への移動を考えますと夏季休業である8月の移動が現実的ではないかというふうに想定してございます。

○松岩委員

同様に改築工事の場合は、工事期間以外にPPP/PFIの検討や実施設計のための期間が必要としているのですが、これも例えば、年度内に改築の方針を決定し、令和5年度から改築に向けた取組を速やかに行うとする場合、それらも含めて改築した朝里中学校の供用開始、それから旧校舎の解体などの工事完了はどのぐらいの時期になる

と見込んでおりますか。

○(教育)施設管理課長

こちらも現時点での想定できる範囲でのお答えとなりますが、小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針が12月に策定してございます。それに基づいた想定で進める場合でございますが、令和5年度、6年度でPPP/PFIの簡易検討を実施し、令和7年度までに詳細検討、令和8年度には実施方針、令和9年度に事業者選定を行いまして、令和10年度地質調査、令和11年度から14年度で解体、グラウンド整備というようなスケジュールでスムーズに進んだ場合の想定をしてございます。

○松岩委員

今のおっしゃっていただいた中身で言うと、最終的に中学校の供用開始と工事完了、この二つはいつ頃になりそうですか。

○(教育)施設管理課長

校舎の改築自体が令和12年度に完工する予定でございまして、屋内体育館につきましては、取壊しとかグラウンド整備を含みますと令和14年度になる想定でございます。

○松岩委員

教育委員会はこの19.5億円まで膨れ上がってしまった改良工事と、30億円の改築を比較した際に、どちらがよいと考えているのでしょうか。この予算特別委員会で方向性を示すことはできないのでしょうか。また、もし迷う点がある、検討する点があるとすれば何なのでしょう。特に予算以外の理由があればお聞かせいただきたいと思えます。

○(教育)施設管理課長

長寿命化計画策定時におきましては、全ての学校を長寿命化改良工事ということで想定してございましたが、事業費が想定よりも大幅に増額となったことや、将来撤去する仮設校舎につきまして、大きな規模が必要となったことにより、将来残らない工事費が多くかかることになったことに加え、築年数が約50年を過ぎている施設ということや工事中における生徒への影響も踏まえまして、将来的な長寿命化に係る対策として、よい選択となっていることを改めて検討すべきと考えまして、その中で改築という選択肢も必要であると考えているものでございます。どちらがよいかということになりますが、こちらもこれから再検討していくこととなりますので、これからそれも含めて検討させていただきたいと考えてございます。

○松岩委員

ちなみに朝里中学校は、改良工事と改築どちらがよいと考えているのでしょうか。聞いていないとすれば今後聞く御予定があるかお聞かせいただきたいと思えます。

○(教育)施設管理課長

学校への説明につきましては、令和5年度の予算要求の見送りと改築を含めた方向性を検討するという旨を説明させていただきましたが、学校としての考え方についてはまだ聞けていない現状でございます。今後の進め方につきましては、学校の協力なくては進められませんので、学校とは情報共有を含めまして、連絡を密にする予定で考えてございます。

○松岩委員

ぜひ年度内に一度聞いてみていただきたいと私は個人的に思っています。

それから、一般質問の答弁の中でも財政部との協議が必要ということが繰り返し出てきましたが、財政部はこの現状を踏まえて改良工事と改築どちらがいいとか、この二つについてどのような意見をお持ちか伺いたいと思えます。

○（財政）財政課長

現状、この議会議論をお伺いしている段階でのお話となりますが、財政部としまして、朝里中学校の改良工事と改築どちらとするかその判断に当たりましては、工事の実施時期や工期のほか、費用の大小は市の財政運営に与える影響が大きいことから重要な要素となるものと考えますが、この工事により今後数十年にわたって使っていく施設となりますので、生徒や保護者の方また地域にとってどちらがよいのかという観点についても判断においては大きな要素となるのではないかと考えております。

○松岩委員

それから教育委員会では、朝里中学校のトイレの状況というのを直接御覧になったことはあるでしょうか。あれば感想をぜひお聞かせいただきたいですし、なければぜひ見に行ってくださいなと思います。私も何度もあのトイレに視察に伺っているのですが、あのトイレに行けば、トイレの改修工事を早期に行うということに対し反対する人はいないのではないかとと思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

トイレにつきましては直接確認してございます。その中で、臭気対策が十分できておらず、生徒数に対する洋式便器の割合も低いと把握してございます。そのため早期に改修が必要な施設と認識しているところでございます。

○松岩委員

あのトイレの臭いが何十年も前から出ているというところで、今、朝里中学校に通っている生徒の保護者が当時通っていた頃から、トイレを改修してほしいというような状況であったということも聞いております。これも日によっては廊下や教室にまでその臭いが漂うこともあるということで、今通われている生徒やこれから進学を予定している朝里小学校の児童からも強い要望を受けております。本当に速やかにトイレの改修を行っていただきたいと思うのですが、これも示せないかもしれませんが、教育委員会はいつトイレ改修を実施したいと考えているのか、この予算特別委員会で方向性を示すことはできますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

一般質問の本答弁や再質問で教育長から御答弁させていただきましたが、教育委員会としてトイレ改修は優先課題の一つとして取り組んでございます。委員がおっしゃるとおり、児童・生徒の期待が大きかったということも聞いてございますので、改修の検討を優先して進めていきたいと考えております。そのため方向性を示した上で財政部も含めまして、関係部署と協議を行ってまいりたいと考えてございます。

○松岩委員

長寿命化改良工事にせよ改築にせよ、数年または10年ぐらい先の話になってしまいまして、トイレ改修を個別に行わないとなると、またそれだけ延びてしまうということが今明らかになっています。できる限り速やかに対応していただきたいと思います。

それから、改良工事や改築の議論とは切り離して、今申し上げましたとおり、例えば、補正予算を組むなどして現実的な計画を立てて、速やかにトイレのみの改修を個別に行うとした場合、生徒たちは最短でどのぐらいの時期に新しいトイレを使用することができるようになるかと考えられますか。

○（教育）施設管理課長

こちらも時期等につきましては、これから検討することになりますので、現時点で想定できる範囲でのお答えとなりますが、仮に補正予算を組む場合なのですが、第2回定例会で予算化された場合につきましては、8月中旬に契約・着工、令和6年3月に完工を想定してございます。第3回定例会で予算化された場合につきましては、12月中旬に契約・着工し、年度をまたぎますが令和6年7月完工ということで想定してございます。いずれの場合につきましても、冬季休業期間中での完工が難しいというふうを考えてございますので、音の問題ですとか、改修中トイレの使用ができないといった制約などにつきましては考えられると想定してございます。

○松岩委員

本当に例えばの話なのですが、最短で大体1年から1年半ぐらいでトイレの改修はやろうと思えばできるということが示せただけでもまだ希望の光が見えたのではないかと考えています。

同じことを財政部に聞きますけれども、速やかなトイレの改修について補正予算を組むなどして、来年度の長期休業期間中に工事が実施できるような予算措置について、どのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

当該予算に限らず、年度途中におきまして予算措置が必要な事業が生じた際には、補正予算を編成し実施することとなります。本件につきましても、事業の工期や費用などを含め、今後の庁内協議を経た結果、時期によっては補正による予算措置が必要と判断されることはあり得るものと認識しております。

○松岩委員

それから最後になります。これら一般質問と本日の議会議論と一連の検討状況もろもろ、いろいろやり取りがありました。朝里中学校の生徒や保護者への説明というのは教育委員会はどうのようにされるおつもりでしょうか。特にトイレの改修については、このたび1年とか1年半後ぐらいには本当に早くやろうと思えばできるというようなそういうところも、あくまで例えばの話で出てきましたけれども、そういった説明を今後どのようにされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

朝里中学校の再整備に向けた検討におきましては、トイレの改修検討を優先して進めたいと考えてございます。早期に改修に向けた報告ができるよう取り組むとともに、方法などにつきましては学校とも協議してまいりたいと考えてございます。

○松岩委員

生徒や保護者への説明はどうにされますか。

○（教育）施設管理課長

その方向につきましても、どこまでの範囲というのもありますので学校と協議した上で進めさせていただきたいと考えてございます。

○松岩委員

我々はこのやり取りを日頃しておりますので情報が分かりますけれども、特に中学生は全く情報がないと言っても過言ではないぐらい、いつ自分たちの学校のトイレがきれいになるのだろうか、学校がきれいな建物になるのだろうかというのを非常に気にされておりますので、方向性が決まる前にでも進捗というのを定期的に教えてあげるというのが大事かと思うのですが、そういった対応はしていただけそうですか。

○教育部長

基本的には途中経過を報告することができるような内容があればそういった部分も検討したいと思うのですが、なかなかそういうことが難しいといった場合には、ただ延期というふうな話だけではなかなか生徒も少し、んっという感じになるかと思っておりますので、やはり基本的には方向性が決まった段階で、御説明を差し上げる形は考えたいなというふうに考えています。

○松岩委員

そうしたら今までの議論を整理すると、夏場までには方向性を決められたらいいなというところなので、夏場までには一度、では方向性をそういった形で示していただけるということでもいいのですか。

○教育部長

トイレの優先的な検討もそうですし、トイレを検討するということが改良工事なのか改築なのか、そのところとのリンクというのは多分出てきますので、そういったことも含めて夏場までに検討して方向性を示したい

ということで考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。